

令和6年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和6年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月10日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第2号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第3号 中川村辺地対策総合整備計画の策定について
日程第 7 議案第4号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第2号）
日程第 8 議案第5号 令和6年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9 議案第6号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 一般質問

3番 中塚 礼次郎

- （1）日本の農業と農村、農政の大きな方向を定める食料・農業・農村基本法（農業基本法）改定について

5番 桂川 雅信

- （1）改めて禁煙の徹底を呼びかけよう
～タバコ健康障害は喫煙者一人の問題ではない～
（2）土木施設の小規模維持補修工事一括発注の早期制度化を
小規模建設業の経営維持は官民共通の課題
（3）小中学校での学校検診未受診者について

2番 松村 利宏

- （1）持続可能な経済の構築、人口減少対応（再生可能エネルギーの検討）について
（2）危機管理について

9番 大原 孝芳

- （1）国会で地方への「指示権」拡大が議論されていることについて
（2）民間組織「人口戦略会議」が発表した「消滅する可能性がある自治体」について
（3）「信州オープンドアスクール創造会議」に参画する意義は

出席議員（10名）

- 1番 片桐 邦俊
2番 松村 利宏
3番 中塚 礼次郎
4番 長尾 和則
5番 桂川 雅信
6番 山崎 啓造
7番 島崎 敏一
8番 大島 歩
9番 大原 孝芳
10番 松澤 文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 村長 | 宮下 健彦 | 副村長 | 富永 和夫 |
| 教育長 | 片桐 俊男 | 総務課長 | 松村 恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島 俊 | 住民税務課長
会計管理者 | 小林 郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野 恭子 | 産業振興課長 | 松崎 俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎 朋実 | リニア対策室長 | 小林 好彦 |
| 教育次長 | 上山 公丘 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤 清隆
書記 座光寺 てるこ

令和6年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和6年6月10日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年6月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いします。
- 村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
本日は、議員各位におかれましては御多忙のところ、令和6年6月中川村議会定例会に全議員の御参集を賜り、誠にありがとうございます。
5月16日開催の第2回臨時会以降、今日までの村の関係する諸行事について報告をいたしたいと思います。
16日午後には「中川村(地域)の魅力再発見しよう」をメインテーマに第7回中川村キャリアフォーラムが中川中学校で開かれました。
村、近隣市町村の27事業所が参加し、それぞれの仕事の内容、製造物等を紹介するブースを設け、中学生、小学生などの児童生徒の皆さんは決められた時間の中で興味のあるところに自由にのぞきに行くスタイルで、会場はにぎわっておりました。
私も知らなかった村内の建築設計事務所では女性の建築士が説明に立ち、設計のコンセプトを話し、興味深く女子生徒が聞き入る姿があり、また伊南南消防署のブースには実際に防火服を着用して酸素ボンベを背負う体験コーナーがありました。元気あふれる女子生徒でもその装備の重さと身動きのしにくい苦しい体験が笑い声になって現れる姿がありまして、非常に貴重な体験がされたと思っております。
この後、5月28日から30日にかけての3日間に村内及び近隣市町村の33事業所に中学校2年生が職場体験を行っております。うち役場関係では6部署——農業観光交流センター、建設環境課、地域政策課、バンビーニ、保育園、図書館に体験者12人の中学生が訪れていただいております。
27日は長野気象台池田秋央台長、柳浩幸地域防災統括官らが来庁し、平時における市町村訪問、首長懇談の一環として地域防災支援の説明をしていただきました。
地域防災支援は、緊急時には防災メール、ホットライン等による気象解説の充実、強化を目的としております。
また、災害後には市町村との振り返り、検証委員会等への参加を目指しています。
気象予報の精度が向上したことにより線状降水帯による大雨の可能性の半日ほど前からの予測を府県単位で発表できるようになりまして、本年5月から運用を開始して

おるようであります。

能登半島地震の被災地支援をチームナガノに一本化して村も参加し、避難所での生活支援、住家の被害認定調査、罹災証明書発行支援などに5名の職員を派遣してまいりましたが、一定のめどが立ったことから、派遣中止要請を受けましてチームナガノの支援は終了することになりました。あわせて報告をいたします。

梅雨の入りが遅れるとの情報があり、入梅もそろそろかなという時期になりました。6月は土砂災害防止月間となっております。

6月6日、中川村歴史民俗資料館建設工事起工式、続いて請負共同企業体主催の安全祈願祭が行われました。

昭和57年11月竣工の歴史館も築45年を経過し、収蔵庫の雨漏り、エレベーターがなく展示品の入替えが大変であるなどの問題を解決し、見て、触れて、発見する新しいタイプの資料館への期待が高まっております。来年の秋にはリニューアルした歴史館が開館すると思うと、何か高揚する気持ちがあります。

さて、国に目を転じますと、今開催の国会では重要な法案が可決、成立、あるいは成立しようとしております。

まず、1999年成立の食料・農業・農村基本法が25年の年月の後、食料安全保障環境の大きな変化の中で改正され、成立をしております。改正成立を受けて、食料・農業・農村基本計画では食料自給率目標に加えて持続的な供給に要する合理的な費用がどのような形で記述されるか、非常に注目されるところであります。

また、少子化対策関連法案が可決、成立をしております。若年人口が急激に減少する2030年までが少子化傾向の反転のチャンスとして児童手当、育児休業給付の拡充、こども誰でも通園制度などを盛り込んだ関連法であります。果たして少子化の歯止め、子どもの育成の財源たり得るのか。

6日の新聞報道では令和5年の人口動態統計が公表をされておまして、全国出生率は過去最低の1.20となり、年間出生数は8年連続減の72万7,277人で過去最低を記録し、出生数から死亡を引いた人口自然減は過去最大の84万8,659人で、少子化と人口減少に歯止めがかからない実態を報道しております。

国会では、自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けた政治資金規制法改正をめぐって自民、公明及び維新の改正案が6日の衆議院本会議で可決され、衆議院を通過し、参議院での審議に移ろうとしております。

もう一点、リニア中央新幹線工事をめぐりまして、大鹿村での工事箇所——伊那山地トンネル青木川工区工事、南アルプストンネル長野工区工事、それぞれでもろい地質に当たり、慎重な工事とさらに堅固な支保工を必要とすることから、当初予定の終了が2年半ほど後ろに行くという説明が大鹿村でありました。

中川村にとりましては日最大交通量が平準化され少なくなる予想がされるものの、通過経路地点の渡場、主要地方道伊那生田飯田線沿線の住民の皆さんは車両通行が延びることであり、小和田地区にとっては土地改良工事が予定期限内に終わるのか不安が残ることであり、村としてはJR東海に納得のいく説明を求めていきたいと考え

ております。

6月の会議には、令和5年度一般会計・下水道事業会計に係る3件の繰越計算書及び土地開発公社の経営状況についての報告案件が4件、条例の一部改正議案が2件、辺地対策総合整備計画議案が1件、令和6年度一般会計、同年度水道・下水道事業会計補正予算3件の合計6議案を審議いただきます。

最終日には、農業委員会の委員改選期になりますので、委員の任命同意を議案としてお願い申し上げます。

村民生活全体に関わる現在の経済情勢を御賢察いただき、慎重なる審議の上、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とします。

よろしく申し上げます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により5番 桂川雅信議員及び6番 山崎啓造議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付をされておりますが、本定例会の会期を本日――6月10日から14日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号の一般議案、議案第4号から議案第6号までの各会計補正予算、以上については上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

12日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会はその中で審査をお願いいたします。

13日は議案調査とします。

最終日の14日は午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

また、人事案件が追加予定されておりますが、追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いいたします。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から6月14日までの5日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書、日本政府がイスラエルの地上侵攻と空爆の即時停止と、ハマスによる人質の解放のために全力を尽くすことを求める意見書、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号について説明を求めます。

なお、報告第4号の中川村土地開発公社の経営状況については後ほど時間を取り細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

初めに報告第1号の説明を求めます。

○総務課長

それでは報告第1号について報告をいたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして令和5年度中川村一般会計継続費繰越計算書を報告いたします。

裏面を御覧いただきたいと思います。

2款 総務費では、第6次総合計画後期計画策定業務、総額462万円のうち440万円を6年度へ通次繰越しをいたしました。

6款 農林水産費では、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、総額3,000万円のうち2,785万2,000円を6年度へ通次繰越しをいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長

次に報告第2号の説明を求めます。

○総務課長

報告第2号をお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして令和5年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書を報告いたします。

裏面をお願いいたします。

2款 総務費では、議場改修多目的化工事設計業務132万円、望岳荘周辺区域土地

活用方針検討支援事業 149 万 6,000 円、マイナンバーカードのシステム改修 316 万 8,000 円、ネットワーク回線中継機器購入 250 万円、リニア国県関連事業等調整業務委託 1,044 万 6,000 円の 5 件の事業を繰越いたしました。

3 款 民生費では、地方創生臨時交付金活用事業 149 万 5,000 円、バンビーニエアコン更新工事 102 万 3,000 円の 2 件の事業を繰越いたしました。

6 款 農林水産業費では、01 農業費、農業資材等価格高騰対策支援事業 729 万円、1 つ飛びまして農地耕作条件改善事業南田島地区 2 工区水路工事 460 万 9,000 円、02 林業費、水源林造成事業 1,337 万 5,000 円、計 4 件、2,527 万 9,200 円を繰越いたしました。

7 款 商工費では、第 2 弾プレミアム付商品券事業 807 万 8,000 円、地場センター 2 階外壁・屋根塗装修繕事業 563 万円の 2 件の事業を繰越いたしました。

8 款 土木費では、02 道路橋梁費、道路維持管理費の 4 件、村道新設改良事業の 2 路線、橋梁維持管理費の 1 件の計 7 件、1 億 5,801 万 9,000 円、03 河川費では三共地区公共施設整備事業河川改修工事 4,241 万円、04 都市計画費、用途地域変更検討業務委託 122 万 2,000 円、三共地区公共施設整備事業緑地整備事業 2,916 万円を繰り越しました。

10 款 教育費では、プールろ過制御盤改修、東西小学校の A E D 収納ケース設置工事の 3 件、80 万 5,000 円を繰越いたしました。

最後のページになります。

11 款 災害復旧費、01 農業施設災害復旧費では、台風第 2 号災害復旧工事水路復旧工事 354 万 2,000 円、林道陣馬形線と座禅洞線の災害復旧事業 696 万 6,000 円の計 3 件、1,050 万 8,000 円を繰り越しました。

また、公共土木災害復旧費では、中組陣馬形線の道路復旧工事と鳳来沢川の河川災害復旧の 2 件、1,652 万 8,000 円を繰り越しました。

令和 6 年度への繰越合計は 31 件、3 億 1,898 万 2,700 円となります。

以上、報告をいたします。

○議長

次に報告第 3 号の説明を求めます。

○建設環境課長

報告第 3 号 令和 5 年度中川村下水道事業会計予算繰越計算書について地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告いたします。

裏面の予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる建設改良費の繰越額を 8,397 万円としたものであります。

繰越し理由につきましては、飯島町と共同で購入する移動脱水車について、車両の納車が 6 月中旬頃になる見込みのため、飯島町へ支払う負担金の繰越しをするものであります。

以上、報告いたします。

○議長

次に報告第 4 号の説明を求めます。

○地域政策課長

報告第 4 号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき

別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告するものであります。先ほど議長からお話がありまして、この場におきましては令和 5 年度の事業報告及び決算並びに令和 6 年度の事業計画及び予算につきまして、過日、理事会において承認いただいている旨を御報告申し上げます。

詳細につきましては場所を改めて全員協議会で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 1 号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長

議案第 1 号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

例規集のページは 2 巻の 2511 ページです。

本案は、水道事業の管轄省庁が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い水道法が改正されたため、本案を提出するものであります。

中川村営水道条例第 5 条第 1 項中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長

議案第 2 号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

例規集のページは 2 巻の 2529 ページです。

本案は、水道事業の管轄省庁が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い

水道法施行規則が改正されたため、本案を提出するものであります。

中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例第4条第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村辺地対策総合整備計画の策定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第3号について御説明いたします。

内容につきましては去る5月16日の議会全員協議会で説明をさせていただきましたが、柳沢辺地に係る総合整備計画書を新たに作成し、公共的施設の整備を進めるため辺地計画を策定するものであります。

お手元の中川村辺地対策総合整備計画を御覧ください。

1ページおめくりいただき、計画書の1として柳沢辺地の概況、2として公共的施設の整備を必要とする事情が記載されております。

3として、整備計画では村道鹿養大平線改良舗装事業を記載してございます。

次ページ以降に辺地度点数算定表、辺地位置図及び事業実施位置図をつけてございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7 議案第4号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第5号 令和6年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第6号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第4号から日程第9 議案第6号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第4号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

なお、議案書配付の際に補足説明資料をお配りしてございますが、5月16日の議会全員協議会で御説明した補正予算の内容に加えて、本年6月から実施される定額減税で減税し切れなかった所得税分の定額減税調整給付金について個人住民税分と合わせて村が給付するための関連予算4,250万円余を今回追加してございますので、お願いをいたします。

それでは議案書に沿って御説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に1億2,870万円を追加し、総額を44億7,770万円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、第2表によるものであります。

5ページをお願いします。

第2表 地方債補正であります。追加の村道改良舗装事業過疎債ハードはこれまで事業区分を路線別に分けていたものを事業間での融通性を高めるため1つの事業に統合するもので、村道鹿養大平線改良事業は辺地対策総合整備計画の策定により新たに柳沢地区を辺地に指定したことから起債事業区分を過疎対策事業債から辺地対策事業債に変更するもの。

変更は表にあります3つの事業の起債限度額の変更であります。歴史民俗資料館新築改修事業は、当初予算では一部公共施設等整備基金を取り崩して財源に充てる予定でしたが、過疎対策事業債を最大限活用する方向で起債を申請するため、限度額を1億4,900万円増額するものであります。

廃止は、追加で御説明した事業の変更、統合によるものであります。

次に事項別明細書の歳入から御説明をいたします。

8 ページをお願いします。

1 款 村税、村民税は、個人村民税課税処理の更正による増額と国の定額減税に伴う補正で、減税額 1,970 万円余を見込んで減額するもの。

9 ページ、14 款 分担金及び負担金の農業費分担金は、南田島地区農地耕作条件改善事業に係る分担金の増額。

10 ページ、15 款 使用料及び手数料、使用料の農産物加工施設使用料は、今年度の年間施設利用者及び使用料が決定したため計上するもの。

11 ページ、16 款 国庫支出金の国庫負担金。

児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費の施設型給付費負担金の追加。

国庫補助金、企画費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,773 万 6,000 円は、国の定額減税に係る事務経費と調整給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る交付金。

19 デジタル田園都市国家構想交付金は、自治体 D X 推進事業 A I チャットボット事業に係る補助金。

児童福祉費補助金の子育てのための施設等利用給付交付金は、認可外保育施設利用給付費に対する交付金。

土木費補助金は補助金の内示による補正であります。

12 ページ、17 款 県支出金の県補助金、総務管理費補助金はなかがわ芸術村事業が県の地域発元気づくり支援金の採択を受けたため計上するもの。

保健福祉費補助金は長野県が子育て支援を目的として今年度新たに予算化した子ども・子育て応援市町村交付金で、当村では産前産後配食サービス事業等へ充当するもの。

その他の補助金につきましては、それぞれ補助金の内示による補正であります。

13 ページ、財産収入、土地売払い収入は主要地方道松川インター大鹿線半の沢地籍の道路改築に伴う未買収箇所の土地売払い収入。

物品売払い収入は、旧公用マイクロバスの払下げによる売払い収入であります。

14 ページ、繰入金、基金繰入金の減額は、先ほど第 2 表 地方債補正で御説明をした歴史民俗資料館新築改修事業について過疎債を活用するという方針とし、基金の繰入れを取りやめるものであります。

15 ページ、22 款 諸収入、雑入は、リニア中央新幹線関連事業に係る J R 東海の協定に基づく協力金 6,000 万円の増額が主なものであります。

16 ページ、村債は第 2 表 地方債補正で御説明したもので、全体で 1 億 5,080 万円の増額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

全体的に人件費の補正がございますが、4 月 1 日付人事異動に伴う職員の給与費及び会計年度任用職員に係る給与費の補正等が主なものでありますので、個々の説明は

省かせていただきます。

18 ページ、2 款 総務費からお願いします。

文書広報費は 320 万円の増で、主なものは自治体 D X 推進を目的とした A I チャットボット構築事業費、D X 人材育成に係る費用等の追加。

19 ページ、財産管理費は、役場庁舎の各種案内をデジタルで表示するデジタルサインシステムを導入費。

交通対策費の増額は、主なものは 20 ページのリニア中央新幹線関連事業の関係費の増額であります。

徴税費は、定額減税に係る事務費、システム改修費、低額減税調整交付金の追加等により全体で 4,374 万 7,000 円の増であります。

22 ページ、3 款 民生費であります。社会福祉総務費は住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る事務費、システム改修費、給付金の追加等が主なもので、全体で 1,074 万 8,000 円の増額。

老人福祉費は、保健福祉課の組織見直しに伴う職員給与費、支出費目の組替え等により 944 万 1,000 円の減であります。

23 ページ、児童福祉費は 332 万円の増であります。人件費の補正のほか、児童福祉費の施設型給付費、保育所の工事費の追加等が主なものであります。

25 ページ、4 款 衛生費の保健衛生総務費は 1,204 万 3,000 円の増額であります。先ほど御説明をいたしました保健福祉課の組織改編に伴う人件費の補正が主なもので、母子保健事業の委託料は歳入で御説明をした県の交付金を活用して産前産後配食サービスの拡充を行うものであります。

次に 6 款 農林水産業費であります。農業費は人件費の補正等が主なもので、全体で 380 万円の減。

28 ページ、農地費は、南田島地区農地耕作条件改善事業費の増額であります。

30 ページ、商工費は全体で 991 万円の増額であります。商工総務費は組織体制、人員配置の変更に伴う人件費等の補正、観光費は各種施設、設備等修繕料の追加が主なものであります。

8 款 土木費であります。32 ページ、住宅管理費の委託料は牧ヶ原住宅南団地の廃止に伴う新たな公営住宅等建設の計画に当たり長野県住宅供給公社に技術支援業務を委託するもの。

33 ページ、9 款 消防費は、古い消防備品等の処分費、消防団員の準中型自動車運転免許取得補助金の追加で、53 万 5,000 円の増額であります。

34 ページ、教育費であります。教育総務費は職員人件費の補正等により 140 万 6,000 円の減額。

以下、35 ページの小学校費から 36 ページの社会教育費までは人件費の補正が主なものであります。

37 ページ、文化施設管理費のアンフォルメル中川村美術館管理事業は、歳入で御説明をしました県の地域発元気づくり支援金を活用したなかがわ芸術村事業に係る予算

で、147万4,000円を追加するものであります。

最後に、39ページの予備費を2,488万9,000円増額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設環境課長 議案第5号及び第6号について提案説明をいたします。

まず議案第5号 令和6年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明をいたします。

今回の補正は人事異動による収益的支出の補正をするものであります。

第2条 収益的支出について、営業費用を119万5,000円増額し、総額を1億3,289万5,000円とするものです。

第3条では職員給与費を記載のとおり増額します。

13ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の総係費119万5,000円の増額は職員の人事異動に伴う増額及び5月から採用となった会計年度任用職員の当初予算からの減額によるものであります。

その他、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて議案第6号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、処理場機器類修繕に伴う企業債の増額及び修繕費の増額などについて、収益的支出、資金的収入及び支出の補正を行うものであります。

第2条 収益的支出について、営業費用に403万円を増額し、総額を2億6,443万円とするものです。

第3条では、予算第4条本文括弧書き中1億508万2,000円を1億1,512万7,000円に改め、資本金収入を企業債100万円、資金的支出を建設改良費として104万5,000円、それぞれ増額いたします。

第4条では起債限度額を下水道事業債として100万円増額し、第5条では予算第7条に定めた経費の金額を職員給与費3万円増額いたします。

14ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の処理場費400万円は片桐・大草浄化センターの辺流水ピット内弁等修繕として修繕費400万円の増額、総係費3万円は人事異動による流動であります。

15・16ページの資金的収入及び支出については、マンホールポンプ更新工事での機器類の値上がりによる工事請負費の増額と企業債の増額であります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから議案第4号から議案第6号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時とします。

〔午前 9時50分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長 それでは会議を再開します。

日程第10 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 中塚礼次郎議員。

○3番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました日本の農業と農村、農政の大きな方向を定める食料・農業・農村基本法——農業基本法について質問をいたします。

通告の時点では法案の審議中でしたが、5月29日の今国会で可決、成立がされたので、通告内容から若干変わった点があるかというふうに思いますが、了承願いたいと思います。

食料・農業・農村基本法の改正案は、2024年4月19日に衆議院本会議で自民、公明、両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、改正案は参議院に送られ、29日に自民、公明、維新の賛成で可決、成立いたしました。

参議院本会議で強行成立された改正食料・農業・農村基本法に対しては、日本の農業再生と食料自給率向上に反すると批判し、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会——全国食健連や多くの農業団体が怒りの声を上げています。

現行法が制定された23年前は、WTO——世界貿易機関協定の強行や米の完全自由化反対、国内農業を守れの大きな世論が盛り上がり、その闘いが国会論戦に反映し、

食料自給率の目標を基本計画に定め、さらに自給率目標の向上を図ることが条文に追加されました。

改正基本法では、食料自給率目標を食料安保目標に変質させ、自給率向上の放棄、骨抜きのものとなっています。

農業基本法の改定は国の問題、国会で審議、決定されるもの、村議会で取り上げるものではない、この意見を持たれる方もいますが、私は、日本の農業と農村、農政の大きな方向を定める、特に農業を基幹産業として持続可能な村づくりを目指す中川村農業にとって可決、成立された改正基本法の内容が多くの人たちに周知され理解されていないことを重視し、今回の一般質問といたしました。

改正基本法の最大の問題と考える点は、今まで基本法で唯一目標として掲げてきた食料自給率の向上目標を幾つかの指標の一つに格下げしてしまったことです。

1960年に79%だった日本の食料自給率は38%まで落ち込みました。食料自給率目標は一度も達成されたことはありません。

可決改正案では、基本理念の柱として、国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならないとして、新設22条で農産物の輸出の促進を表明しています。

財政制度審議会は、2022年11月、農林水産業の国際競争の力を強化し、輸出拡大を図ることは稼ぐ農業の実現につながるとともに、食料の安定的な供給の確保にも資すると宣言をしています。いざというときは輸出農産物を食べればいいという考えであります。

政府は農林水産物輸出1兆円の突破と言っていますが、輸入農産物の総額は12兆円と桁違いです。いざというときに対応できるはずがありません。

自給率向上を放棄する一方で食料を確保しようとすれば、海外からの輸入に頼らざるを得ません。

改正可決案では輸入の文言を安定的な輸入へと置き換えて位置づけを強化しており、自給率向上を脇に置き、輸入相手国に対し国と民間で連携して投資を促進することも新たに条文として書き加えられています。日本の農業の生き残りは輸出で稼げということで、ロシアのウクライナ侵略による小麦価格の高騰や円安の影響による飼料・資材高など、食糧をめぐる国際情勢が不安定化している危機感は全くありません。

私は、国の食料自給率を上げることが国民の食の安全を守り、国の農業、農村、地方の再生の唯一の道であり、自給率向上を放棄した改正基本法と理解し、最大の問題と考えますが、この点について考えをお聞きいたします。

○村長 冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、1999年に成立をいたしました食料・農業・農村基本法、これが25年ぶりに改正をされたということで、今御質問をいただいたところでございます。

まず、今回成立をする前の法律でございますが、米を中心とした食料輸入の国境措置を維持する国際交渉の根拠とするべく、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮

を前面に掲げております。

加えまして、旧基本法からの懸案である農業の生産性向上及び構造改革を目指した農業の持続的発展、人口減少社会を見据えた農村政策、これらを併せた4点を大きな柱にしております。

さらに、自給率の向上も政策目標には定めております。2030年までにカロリーベースで45%まで引き上げるというものであります。

令和5年8月、農水省発表の食料需給表、こういったものが発表されておりますが、これによりますと、令和4年度の日本の食料自給率はカロリーベースで38%、過去最低を記録した2018年より僅かに改善はしましたが、依然として低い水準にあるということであります。

原因は、高度経済成長や国際貿易の発展に伴って日本人の食生活が多様化したこと、米や魚などの伝統的な食材から肉や乳製品などの畜産物や加工品へと消費の中心が移っていることです。

そして自給率が低い理由としましては、1点目、日本人が消費する食料と日本で生産する食料が一致をしていないということ、米や野菜は国内でほぼ自給できますが、肉や乳製品などは大幅に輸入に頼っている現実があります。

2点目、食料安全保障という観点から積極的に輸入を行い、輸入依存の体質になってしまったということでもあります。1960年代から1970年代にかけてはお米以外の穀物や大豆などは低関税で輸入して畜産物や加工品の供給を増やし、1980年代から1990年代にかけては米を含む全ての農産物を自由化するWTO協定に参加するなどしてきたところでもあります。今は、TPP協定——環太平洋経済連携協定、FTA協定——二国間自由貿易協定、こういったものに加盟しておるところであります。

3点目、農業生産力や競争力が上がらず、農業従事者や後継者の減少、そして高齢化、農地の荒廃化などの課題を生んでおります。このことが伝統的な食文化を失わせ、食料の多様性ですとか地産地消の減少を呼んだものというふうに考えておるところであります。

旧基本法で描きました食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮、この基本政策の上に食料自給率向上を目指したわけでありましてけれども、国際情勢の不安定さから食料安全保障を強く意識せざるを得なくなり、また環境に配慮した持続可能な農業という基本政策に転換する必要に迫られた、こういうふうに私は考えるところでございます。その結果として自給率の向上はうやむやになってしまったのではないかとこのように解釈をいたします。

種子——種ですね、種、肥料、農薬、資材、機械、燃油、こういったものの全てが価格高騰し、そのほとんどを輸入に頼る中で、計算をし直してみますと本当の意味での自給率は10%を割り込んでいるというふうに言われております。

地球規模での気候変動など、世界の食料生産が不安定になっている中で、輸入依存の体質のままではいはずがありません。

中国は大豆を大量に輸入しておりますし、バイオエネルギー原料として穀物の取り

合いが起きるなどしているのが現状であります。国内で農畜産物を増産するために飼料作物を国内増産にすることに国が力を入れるなどしないと、高い飼料を買い続けるということは目に見えております。

したがいまして、結論を申しますと、食料安全保障の確保、こういったものは食料自給率の確保にあると私は考えるところでございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうからあったように、私が一番問題としておる食料自給率の向上を放棄したような状態という点については一致した考えだというふうに思います。

併せて問題となる点は、食料の輸入が途絶えるなどの不測の事態には農業者に芋の作付などを強制する食料供給困難事態対策法案を新たに提案していることも重大であります。

日本の食料自給率は世界最低水準です。国民が命を保つ上で必要なカロリー自給率は、名目上は38%ですが、農業生産に必要な肥料、飼料、野菜の種、それから石油の90%前後は輸入依存であります。これが輸入できなくなった場合の自給率は、村長も今申されましたが、10%とも言われています。

政府が示しているいざというときの食事メニューは、1日芋3食、米は1日1食、おかずは野菜、魚で1日1回、肉と卵は1か月に1回という悲惨なものです。

改正案では不測時における措置を新設し、併せて有事食料法案を提出しています。特に深刻な段階では、カロリー重視の生産転換として芋、米の生産を指示し、従わない場合は20万円以下の罰金とし、加工・流通業者も取り締まる流通統制、配給制度も実施、いざというときは農家に芋を作らせて国民は芋を食べて飢餓に耐えるという戦時食糧法そのものと言わざるを得ません。

稲作農家は2年続けて時給10円です。酪農家の牛乳も1kg当たり10円の赤字です。離農、廃業が急速に加速しています。農業と農村の崩壊を前に早急な対策を取ることが必要ですが、いざとなったら国に指示に従えというものであります。

食料自給率向上という目標を放棄することから食料供給困難事態という想定が出てくるというふうに私は思います。

新たに定められた食料供給困難事態対策法案、これについてどのように捉え、また考えておられるか、質問いたします。

○村 長 旧基本法に基づいて定められております食料・農業・農村基本計画、これは2020年3月制定でございますが、この一部であります食料自給率目標と食料自給力指標、この中では輸入ストップ時のいざというときの食事メニューを米・麦中心と芋類中心の2パターンに分けて公表しております。

芋類中心メニューの中身は栄養バランスを全く無視したものでございまして、極度の動物性たんぱく質不足になる内容であります。同じ作物を作ると連作障害を引き起こすおそれもあり、土壌の持続性を保つための輪作体系や家畜の排せつ物を堆肥化して土壌還元するという事は考えていないのではないかというふうにしか考えられません。

2050年に有機農業面積100万haを目指すみどりの食料システム戦略、こういったものもあるんですけれども、これが反省をされておられません。

食料自給率向上目標を次期基本計画では意識すべきでありまして、食料供給困難事態対策法案を今国会で議論するというのは話が違うのではないかというふうに私は思います。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長がお答えになったとおり、全くそのとおりだというふうに私も考えます。

私は、自給率の向上を国政の柱に据えることや際限のない輸入自由化路線を転換すること、農業予算の抜本的引上げ、価格保障、所得保障など農業者への直接支払いを充実させることが今政府に求められていることではないかと考えます。

全国各地で農業では生活できない、担い手がないという声が広がっています。食と農の再生に役立つ農業基本法にするためにも今声を上げることが必要だというふうに考えます。

この点について考えをお聞きいたします。

○村 長 改正法では、食料自給率目標に加えまして食料安全保障に関する目標を新たに設定し、達成状況を少なくとも年1回調査し、結果を公表するというふうに規定しております。

食料の価格形成では、持続的な供給に要する合理的な費用の考慮も併せて求めています。

改正案の審議では食料の価格形成が焦点になったわけでありまして、政府は農産物価格へ転嫁すること及び収入保険などで対応するというふうに説明を続けてきました。

収入保険は国と保険加入の農家——生産者が拠出する基金で価格暴落、病害、不作等が起きたときに収入補填をするものでありまして、持続的な供給を支えるというものではないというふうに私は考えます。

むしろ価格保障、所得保障をする直接支払いを行うことのほうが持続的な供給に要する合理的な費用との説明がつくのではないかというふうに私自身は思っておるところでございます。基本法については成立をしたわけでございますけれども、これから直していくこと、食料・農業・農村基本計画にどういうことを書き加えていくか、ここに焦点が移ってくるので、こういったところでまだまだ強く改訂をしていかなければならないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、心強いというか、私の考えておる考えと一致したお答えがありました。

改正された農業基本法が農業、農村、地方の再生となるのか、私は大変疑問に思っております。新農業基本法の改正を撤回し、真に明日の食料、農業、農村の再生に役立つ基本法を求めて、質問を終わりたいと思います。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、5番 桂川雅信議員。

○5 番 (桂川 雅信) 私は一般質問通告に基づきまして質問をいたしたいと思います。

最初に質問の順番ですが、今日は小学校の児童の皆さんがお越しですので、たまたまですが、特に関連する質問が出ておりましたので、3番目の「小中学校での学校検診未受診者について」の質問を先にやらせていただきたいと思います。

全国の小中学校では、毎年、校医による内科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科の学校健診が行われており、子どもたちの健康増進と疾病の早期発見に重要な役割を果たしてまいりました。

一方で、学校健診では、様々な理由で受診できなかった子どもの問題が過日メディアで取り上げられたことがありました。このときの報道では、たまたま不登校の時期に学校の健診に出席できなかった子どもが脊柱側彎曲症の適切な指導を受けられなかったために、大人になって重症の状態になっていたことが報道されていきました。

しかも、所定の学校健診の日を受診しなかった児童生徒が地域の医療機関で受診した場合には自由診療扱いになるという地域があるということも聞いて、これも大変驚きました。

皆さん恐らく子どものときには小中学校で健診を受けられたことがあると思います。そのときに医師に向かって背中を向けて、背中を丸めて診察を受けたことが記憶にあると思いますが、あれは、実は脊柱側彎曲症の診察を医師がしていたわけです。

私はとてもそんな大事な病気が潜んでいるとは思っていなかったんですが、実は、この病気は大人になるまで放置をしておく、内蔵の疾病だとか、その他の異常が体内に発生して重症化するということが最近になって分かりました。つまり、かなり以前からこの診察は行われていたんですが、その重要性についてはあまり知られておりませんでした。

メディアで取り上げられた女性は、大人になって診察を受けたときに子どものときになぜ脊柱側彎曲症が発見されなかったんですかっていうふうに聞かれたそうです。たまたまその女性は長い間不登校の状態であったためになかなかその診断を受けられなかったということで、かなり重症の度合いが進んだ状態で医師の診断を受けたそうでありました。

子どもたちが何らかの理由で学校健診に参加できないことは当然あることですから、そのことをもってその後に校医の健診が受けられない状況を放置すべきではないということはあるかもしれません。

学校保健安全法施行規則第5条では学校健診の欠席者について「疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。」と定められています。

しかし、不登校児童生徒の場合は、その事由のなくなった後速やかに適用すると在学中は健診を受診せずに終わってしまう可能性が出てきてしまいます。

中川村では、学校健診の未受診者はその後も村内の校医の診療施設で健診を受診できるようにしていると聞いております。

そこで村の実情と対応方針を伺いたいと思います。

1、昨年一年間で小中学校の校医による健診を所定の日に学校で受診した児童生徒数と未受診者の数を教えてください。

2、また、未受診者のうちその後に村内で受診した児童生徒数とその後も継続して未受診のままであった数を教えてください。

お願いします。

○教育長

学校における健康診断についてのお尋ねでございます。

学校における児童生徒の健康診断につきましては、今のお話にもございましたけれども、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づいて行われております。

家庭における健康観察を踏まえまして、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという2つの役割があるというふうに承知をしております。

御質問にありました事例につきましては内科健診の際の項目に該当するというふうには思われます。

中川村では、所定の日に受診できなかった児童生徒につきましては、学校から保護者、そして学校医に通知をいたしまして、各家庭での受診を依頼するとともに、学校医にも誰が受診するかを把握していただいて対応してもらえるようにしております。

また、その際、保護者宛ての通知には費用がかからないということも記載をしてお伝えしております。

また、その情報については村の教育委員会も共有するとともに、健康診断の最終的な結果につきましては県の教育委員会にも報告するというようになっております。

お尋ねの件でございますけれども、例えば先ほどの事例の内科を例に取ってお示しさせていただきますと、昨年一年間で学校医による内科健診を所定の日に受診した児童生徒につきましては359人、所定の日に未受診だった児童生徒につきましては18人となっております。

また、未受診だった児童生徒のうち個別に受診をした、つまり家庭のほうで受診をしていただいた児童生徒については5人、最終的に未受診だった児童生徒につきましては13人という数となっております。

○5 番

(桂川 雅信) 再度ちょっとと尋ねします。

今13人とおっしゃったのは継続して未受診のままであった児童生徒の数というふうに考えてよろしいでしょうか。

○教育長

あくまでも昨年度一年間で年度末に未受診だったという児童生徒であります。継続したものではございません。

○5 番

(桂川 雅信) ちょっと意外に多かったんで気になったんですが、この13名の方は未受診のまま経過されたと思うんですけども、その後、教育委員会としてはどういう対応を取られたのか、対応方針、あるいはこれから取ろうとしているのか、教えていただきたいと思います。

○教育長 最終的に未受診だった児童生徒の皆さんの理由につきましては、個々に違いがあります。

今お答えしましたように昨年度一年間ということでの結果をお伝えしたわけですが、例えば多かったのは、特段の理由はなく、御家庭の都合で受診しなかったと、最終的に年度内には受診されなかったという場合が多いようでございます。こうした場合には次年度の健康診断で未受診は解消されているという状況になりますので、多くは解消されていくというふうに承知をしております。

また、中には、健康上の理由から家庭で定期的に受診をしているということもありまして、未受診でしたけれども家庭のほうで学校の健診として受診はしなかったという場合もあるように聞いております。

また、お話にもありましたように不登校の状態にあつて受診が困難であったという場合も承知をしております。こういった場合についても、全てが未受診ということではなくて、やはり御家庭のほうで受診をしていただいているという例もあるというふうには承知をしております。

ただ、確かに未受診の状況が続いていくというケースもあります。最終的には各家庭に御協力いただいて受診を勧めていくという立場ではございますけれども、未受診の状態にある御家庭につきましては、様々な家庭の事情から健康状態の確認も含めて全般的な家庭支援が必要な場合というふうに承知をしておりますので、そうした場合につきましては保健福祉課子育て支援係、保健センターと連携して家庭支援という中でそうしたことにも取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○5 番 (桂川 雅信) 今後の対応としては、今おっしゃっていた未受診の子どもたちの最後に残ったお子さんは家庭支援の形で対応していこうという方針だというお話がありましたので、とてもよいことだと思いますので、ぜひゼロになるように、未受診の方がなくなるように、取組をちょっと強化していただきたいと思います。最終的にはその子の将来を左右する問題になるかもしれませんので、村を挙げて未受診の子どもがゼロになるような取組を進めていただきたいというふうに思います。

この件については、保育所についても園児の健康診断の状況ですとか未受診者への対応について事前に伺っております。そういう意味で、ちょっと未受診者についての保健福祉課としての今後の対応や方針について御意見を伺いたいと思います。

実は、保育園で行う健康診断の開催というのは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条で義務づけられておりまして、1年に2回の定期健康診断や臨時健康診断を行う必要がありますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条には、児童福祉施設の長は「入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（中略）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」と記載されております。

つまり、先ほどの小中学生の健康診断の規定に戻るといって形になっておりますので、健診当日やむを得ず欠席した園児についても小中学生と同じような対応をしなければならないことに法律上はなるということになると思います。

保健福祉課のほうの考え方を伺いたいと思います。

○保健福祉課長 それでは保育園のほうの回答をさせていただきます。

今、議員のほうからも話がありました保育所の健診のほうは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準にのっとって保育園でも年に2回健診をしております。

状況は、内科健診は南向診療所と契約を行い実施しております。現在は集団健診で受診をしております。

年に2回やっておりますが、1回も受診できていない園児は年に2人～3人と聞いております。

それで、実は個別の受診の対応が現在保育園のほうはできておりません。ですので、南向診療所と相談して個別受診ができるように検討はしていきたいと考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 年に二、三人の未受診の子どもがいるということですので、場合によっては、もしかするとこのお子さんは保育園在所中にずっと未受診になっている可能性もあると思います。

ぜひこういった未受診のお子さんがゼロになるように取組を進めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。質問通告で一番最初に掲げました「改めて禁煙の徹底を呼びかけよう」というタイトルの質問に移りたいと思います。

サブタイトルは「～タバコの健康障害は喫煙者一人の問題ではない～」という書き方にしております。

本年度の予算審査の際、たばこの税収が増えていることが予算説明資料に記載されています。つまり、たばこの販売本数が増加しているということであったので、2023年度までの村内でのたばこの販売本数を調べると、図1のように2000年の736万本から2023年の367万本まで約半減しているものの、2014年からは減少せずに増加、横ばいとなっています。

一方で、全国的なたばこ販売本数は、図2のように1996年のピークから一貫して減少しており、15歳以上1人当たり消費本数に換算すると2021—令和3年には年間848本となり、戦前の水準まで戻ってきたと言えます。

村のたばこ販売本数が2014年から増加、横ばいとなっているのは、全国的傾向からするとさらに検証が必要なデータであると言えます。

村内での販売と言っても全て村民が購入しているとは限りませんが、少なくとも喫煙者であった高齢者がピーク時から次第に減少している実態から見ると、若年層での喫煙率が拡大しているとの危惧を抱きます。

さらにもっと危惧されるのは、若年層の喫煙がいずれ到来する生産性の低下と医療費の増大につながってしまうのではないかという点です。

喫煙の健康被害は既に明らかになっており、たばこによる疾病や死亡のために1993年には年間1兆2,000億円—当時の国民医療費の5%が超過医療費としてかかっていることが試算されており、社会全体では少なくとも4兆円以上の損失があるとされておりました。これは当時の計算です。

超過医療費のデータとは別に、最近では超過死亡数も算出されており、これによると2019年の日本でのたばこの超過死亡数は年間21万2,000人に上っており、この値は、高血圧要因の死亡者数19.7万人や食生活上のリスクによる死亡者数13.8万人をしのいで、あらゆる要因の中でワーストワン——ワースト1位の数字となっています。

特に注意すべきは、肺がんや慢性気管支炎、肺気腫などの呼吸器系疾患だけでなく、虚血性心疾患や認知症などでも超過死亡が発生している点です。

一方で、たばこ関連疾患の経済面の損失——超過医療費は、能動喫煙で1兆2,000億円、受動喫煙で3,300億円で、総額で1兆5,300億円に上り、介護費用などを含めた総コストはレベル2を含めて年間で2兆円となっています。

このような話をすると必ず自分はたばこ税を払っているんだからと言う方がいますが、たばこ税の税収は年間で2兆円です。この推計には病気にかかることで仕事ができなくなる生産性損失部分は含んでいません。労働力損失を計算すると5兆8,000億円など、経済損失が総計で約7兆円になるという試算があります。喫煙者がたばこを吸えば吸うほど国は損をする計算になっています。

たばこの健康障害は喫煙者一人の問題ではなく、国民全体の医療費と生産性の低下をもたらす問題として捉えられてきました。

このような状況下で、日本医師会は子どもを喫煙環境から守る取組として、

子どもは短期間でニコチン依存症になりやすいため、一旦、喫煙を始めてしまうとやめることが難しくなってしまいます。実際、全喫煙者の9割が10代で喫煙を始めています。

子どもが喫煙者にならないよう、小学校から高校まで学校で禁煙教育が行われるようになりました。学習指導要領においても「喫煙は心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因である」と明記されるなど、学校における喫煙防止教育、禁煙教育の推進が重要であるとしています。

たばこと受動喫煙による健康被害、たばこの依存性、新型たばこのリスクなど、子どもに禁煙の意義を理解してもらうことは、家族や身近な大人に禁煙を勧めるための大きな力にもなります。こうした意味からも、学校での禁煙教育の継続が重要になります。

と日本医師会は指摘しています。

このような国全体での啓発活動が行われ始めてから既に20年以上が経過しています。今の若い方々がこのような経過も知らされず再びたばこに手を出すような風潮が残存しているとすれば、それは将来に禍根を残すこととなります。

村はこのような実態をどう見ているのか、これからどのように取り組もうとしているのか、次の2点を伺います。

かつては保健行政の中でたばこの害について啓発活動を行っていたと思いますが、現状はどうでしょうか。若年層にもしかして喫煙者が増えているとすると、次第に若者の体がむしばまれていることにももっと注意して啓発活動を継続すべきだと考えますが、どのように考えますでしょうか。

○保健福祉課長

たばこの害についての啓発活動についてお答えをさせていただきます。

まず国の施策として、2007年に施行されましたがん対策基本法、がん対策推進基本計画では成人喫煙率の低下と妊娠中及び20歳未満の喫煙をなくすことを目標とし、国全体で取組を進めてきました。

また、疾病予防の観点では、喫煙と動脈硬化性疾患には明らかな関連があるとし、喫煙により心筋梗塞や狭心症、腹部大動脈瘤などの動脈硬化性疾患が発症しやすいこと、喫煙本数が多いほど危険が増加することが分かっています。

このような現状から、村では、肺がんにとどまらず、全てのがんや動脈硬化症による心臓、脳などへの重大な障害の発生を予防するためには喫煙に関する健康教育は重要と考え、啓発活動をしています。

具体的には、妊娠届出時、4か月・1歳6か月・3歳児健診の際、両親に喫煙に関する質問をし、喫煙に対する健康教育を行っています。

妊娠9か月相談のときには乳幼児突然死症候群に関する話の中で喫煙の影響について話もしています。

特定健診や肺がん検診などでも喫煙が高血圧などの動脈硬化性疾患の原因となることを説明しております。

広報なかかわでは、1年に1回ですが「禁煙のすすめ」と題して啓発も行っております。

たばこの葉に含まれているニコチンは依存作用があるため、依存が強くなると禁煙することが難しくなります。喫煙開始年齢が早いほど健康被害が大きく、またニコチン依存も強くなります。

今後は、若年層——18～25歳ぐらいに向けての啓発を強化するために、村の成人式等でたばこに関するパンフレットを配布したりし、有効的な方法を考え啓発をしていきたいと考えております。

○5番

(桂川 雅信) かつては中高生の教育の中でも喫煙による健康被害について啓発活動が真剣に取り組まれてきたと思いますが、現在はどうのような取組になっているのでしょうか、教育現場の実態を教えてくださいと思います。

さらに、学校教育の中で喫煙をはじめ有害な嗜好品に関する啓発活動は今後も継続すべきと考えますが、その方針についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

小中学校におきましては喫煙防止教育ということで学習指導要領にも位置づけられておりまして、本村の小中学校でも学習指導要領に基づきまして取り組まれているというふうに承知をしております。

発達段階に応じて学習が進められております。

例えば小学校の低学年では日常生活の中の健康安全についてということで学習をいたします。

高学年になりますと、体育の保健領域、これは5・6年生に当たる領域になりますが、喫煙と健康が位置づけられております。喫煙が健康を損なう原因となること、これを学習するというようになっております。

また、これまでの取組におきましても小学校において薬剤師などの外部講師を招いて学習をした年もあるというふうにお聞きをしておりますので、小学校段階ではそうした学習をしております。

また、中学校においては、保健体育のやはり保健分野、これは3年生の分野になりますが、喫煙は心身に様々な影響を与え健康を損なう原因となること、またこれらの行為には個人の心理状態や人間関係、社会関係が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることを学ぶこととなっております。

また、中学校においては、保健体育の授業で学ぶとともに、保健指導においても2年生を対象にして外部講師を招くなど、喫煙防止教育として指導を行うというふうな計画になっております。

ちなみに、未成年者の喫煙の状況でございますけれども、国が進めております健康日本21という取組の中では、10年間の国民健康づくり運動による喫煙に関する目標の一つとして、2020年——令和4年までに未成年者の喫煙をなくすというような取組が設定されているということでございます。

設定当時の2010年——平成22年につきましては中学1年生男子の喫煙率が1.6%、そういうことだったものが2021年——令和3年には0.1%になっていると、また中学1年生女子におきましては0.9%だったものが0.1%に減少したとのことでございます。また、高校年生につきましても大きく減少しているという状況でございます。

ゼロ%というのがいいんだと思いますけれども、そこはまだ達成できていないという点では改善されるべき点はまだあるというふうに思っておりますが、少なくとも、こういう形で小中学校において行っている喫煙防止教育、それが一つの要因となって低下ということになっているというふうに理解をしております。

喫煙のきっかけとしましては、家族など身近な人が吸っていたということが非常に多くあるように理解をしております。また、友達や知人に勧められたとか、興味や関心を持っていたというものが挙げられておりますけれども、やはり特に身近な大人から影響を受けて喫煙が始まるということがあるのだろうというふうに思います。

先ほど保健福祉課のほうからも取組の方針がございましたけれども、子どものうちから健康を損なう原因となり得ることを知識として知ること、このことは大変必要なことだと思っておりますので、引き続き学習を進めていきたいというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 私がなぜこのような質問をしたかということをおおまかにならざるを得ないと思っております。

先ほどの質問の中でたばこの消費量は1996年をピークに減少し始めたと申し上げました。これはおよそ30年前の話ですけれども、実際に禁煙運動が強化され始めたのは1980年代頃ですから、既に40年以上が経過をしています。

私がこの質問をしようと思いついた契機は、紅こうじ問題や科学物質過敏症問題、環境省の官僚による水俣病患者との対話中断問題など、およそ30年前の1990年代には考えられなかったような事態が繰り返し発生していることが大きな要因としてあり

ました。

御存じない方が多いと思いますが、1991年12月に「日本の公害経験 環境に配慮しない経済の不経済」という本が出版されましたが、この本を執筆、編集したのは当時の環境省の若手官僚たちで、公害防止、つまり環境配慮対策をきちんと施して経済活動をしたほうが市場に製品を出してしまってから対策を取るよりはるかに経済的であるし社会的な費用も少ないことを水俣病をテーマにして現実のデータを積み上げて表したものであります。

この著作は当時のロンドンサミットでも欧米で話題となり、同じ解析手法は他の健康影響解析にも応用されており、全国的な禁煙運動の理論的な基礎をつくりました。

しかし、1990年代までに国民の間ではほぼ常識としてきた定着した食品公害や公害健康被害を未然に防止するという意識が、その後、若い方々の間で共有されてきたのかというと甚だ疑問です。学校教育や社会の中で関心が薄れ、逆に市場に商品を出すことだけが優先する経済活動が当然視されてしまっているように感じます。

30年40年前に健康被害を未然に防止するという日本国民が到達した視点からすると後退してしまい、規制緩和の名の下に安全性を無視した商品がヒット商品として世の中に出回るといった現象が蔓延していることに私は強い危惧を感じています。

たばこの健康被害に関して言えば、日本においては、2000年から健康日本21第1次以降、健康増進法の改正をはじめとする様々なたばこ規制・対策は実施されていますが、2005年に発効したWHOたばこ規制枠組み条約において求められている内容と比較すると不十分な点が多く、今後のさらなる取組が必要であることは厚労省の国立保健医療科学院が認めています。

日本は先進国の中ではたばこの健康被害に関する取組が遅れてきたため、20歳未満の喫煙者をなくす目標も令和14年度にゼロ%とする内容です。

日本はたばこ規制に関する世界保健機関枠組み条約の締約国であり、先進国としてその役割を十分に果たす必要があります。

行政・教育機関は、本年4月から始まった第3次健康日本21計画を完遂できるように、さらなる啓発に取り組んでいただくよう要望したいと思います。

特に、先ほど御回答がありましたけれども、行政と教育を併せて、指導、教育という内容が少しマンネリ化してきているのではないかという感じがしないでもありません。ぜひ、もう一度見直していただいて、健康被害がゼロになるような取組をさらに強化していただきたいと要望したいと思います。

最後の質問に移ります。

「土木施設の小規模維持補修工事一括発注の早期制度化を」というテーマです。「小規模建設業の経営維持は官民共通の課題」というふうに書きました。

我が国は人口減少と働き方改革の中で人手不足感が強まっていますが、特に建設業については後継者難もあって将来的に地域の土木工事の施工体制確保に重大な懸念が寄せられています。

この問題を根本的に解決する前に、今すぐにもできる改善策を行政側でも打つ必

要があります。

その一つに、村内で実施されている土木施設の小規模な補修や修繕工事を年間で一括発注する方式があります。この発注方式では、発注者側である行政と受注者側である建設業者がこれまでのように毎回工事箇所ごとに現地の確認、請負工事の発注、検査と精算という互いの事務作業を削減すると同時に、住民から出た緊急的な要望にもすぐに対応できるという利点があります。

県は平成 22 年から試行的にこの制度を取り入れており、小規模、緊急的な土木工事については年間一括発注で年度当初に受注した事業者が施工を行ってきています。

大都市では、年度当初の一括発注により小規模建設業者が年間を通して順番に補修や緊急的な土木工事を施工している事例もあります。

制度的にはそれほど難しい点があるわけではありませんし、ある程度の基準さえできればすぐにでも始められる制度です。

行政、建設業界、住民、それぞれにとって長所の多いこの制度を村の小規模、緊急的な土木工事にも早急に適用するべきと考えますが、担当課の意見を伺います。

○建設環境課長

御質問について答弁をさせていただきます。

現在の村小規模維持補修工事の発注方法についてまず御説明をいたします。

維持補修の必要箇所につきましては、職員による河川・道路パトロールの際に発見をする、または地区要望にて維持補修箇所などが示されるので、これらを基に補修必要箇所の確認を行っているという状況です。

年度当初の場合は、地区要望を基に補修箇所をリスト化し、村建設業協会と調整して施工業者を割り振りし、工事を発注しております。工事の施工、清算を補修箇所ごとに行っております。

年度当初以外の場合については、緊急性が求められるものについては、その都度、直接建設業者へ依頼し対応をしているという状況です。

県で行っている土木施設小規模補修工事については、令和 4 年から道路、河川、砂防及び都市公園施設を含めた包括民間委託の試験導入を行っています。これは、県民の生命、財産に危険、損害または著しい不便が生じるおそれがあり、緊急に修繕または機能回復が必要となった場合に直ちに実施する修繕工事が対象となります。

伊那建設事務所における本契約の令和 5 年度小規模補修工事の実施状況としては、道路 111 件、河川 78 件、砂防 23 件、都市公園はゼロの合計 212 件で、発注金額は 2 億 1,000 万円、1 件当たりの平均金額は 100 万円ということになります。

現実的に、いざ村内の県管理施設で緊急に修繕や機能回復が必要となった場合については、伊那市から職員が来るだけで 1 時間かかり、緊急対応はできないという状況です。

去る 5 月 13 日の早朝、竜東線で倒木が発生し道路が不通となった際には、付近の通行者から村へ一報が入り、建設事務所へ連絡、建設事務所は緊急に倒木処理を行う必要性から当番事業者に連絡し、一報から 1 時間程度で復旧をするということになりました。

村の管理する施設に関する対応については、明らかに被害の状況が分かっている場合には建設事業者へ早速連絡し対応してもらいますが、多くの場合は被害の状況などが分からないため、まず職員が現地を確認し、できるだけ現場を熟知している業者やすぐに対応できる業者へ依頼をしているという状況です。

村内など比較的狭い範囲の管理であることや確実な対応のためにも、まずは職員ができるだけ確認することが必要だと思います。

また、発生件数自体も比較的少ないことから、現在の対応方法が適当と思われます。

ただし、双方の事務の軽減については合理的で必要なことであることから、提案内容については県からの情報提供をいただきながら村建設業協会と協議していきたいというふうに考えています。

○5 番 (桂川 雅信) 実は、この制度については、県が平成 22 年から試行的に始めたっていうことを知って、私は大変驚きました。

実は、私自身がかつて現職のときに——もう 40 年以上前の話ですけれども、その当時、たまたま私は現場の管理事務所に 1 年間だけ異動したことがありまして、そのときに、道路陥没ですとか、そういった事態が頻繁に起こっていて、その補修工事は今言ったような一括発注で行っておりました。年間を通して何百万円とかっていう——何千万円だったかな、という数字で、一括で業界に発注して、その業界の中で順番に施行していただくという体制を取っておりました。もうかなり前の話です。

ただ、そのときも現場には必ず一度職員が行って現地を確認して、どういう状況になっているのかということを確認して、自分たちの仕事としてやんなきゃいけないものなのか、それとも別の行政担当がやんなきゃいけないのか、その判断だけはして、あとは全部業界にお任せする、それで最終的に一括して精算するという形を取っておりました。

ですので、行政マンとして必要だったのは集計作業であります。連絡を取って施工していただいて普及をした後、別に完成届も必要ありません。終わりましたで終わって、最終的には一覧表を作っておいて集計だけすれば済む、それで当初予算を超えそうでしたらもう一度補正をするというようなことを繰り返しておりました。

これをやっておくと、かなり細々した補修、緊急的な補修工事もそれほど手間暇をかけずにすることができる。おまけに工事用道路でそういう陥没が起こるってことは頻繁にありますので、住民の皆さんにも不便をかけずに済むということです。

場合によっては非常に重大な事件が発生する場合があります。道路陥没の場合は大規模な陥没に至ることもたまにありますので、そういう意味では緊急に補修することで一旦は緊急的な事態、非常に危ない事態を回避することができるということもありました。

その意味では、一括で発注しておいて作業するということは、行政と、それから業者の皆さんと、あとは住民にとって悪いことは一つもない、むしろ早く仕事が進んで、業者の皆さんは年間を通してどれぐらいの工事があるかっていうことを事前に想定できるっていう利点もあります。

○議長 　　そういうこともありますので、いろいろ事前に検討しなければならない項目は幾つかあると思いますけれども、早い時期に試行していただいて実行に移していただければというふうに考えます。

　　以上で私の質問を終わりたいと思います。

○2番 　　これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

　　2番、松村利宏議員。

○2番 　　(松村 利宏) 私は2問について質問をさせていただきます。

　　まず1つ目ですが、持続可能な経済の構築、人口減少対応ということで再生可能エネルギーの検討ということについて質問いたします。

　　中川村は、中川村環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。この計画は中川村環境保全条例に基づいて作成され、村、事業者、そして村民が協力して住みよい環境を守るための取組を進めています。計画の基本方針は環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため低炭素社会、循環型社会を目指すとしています。

　　私は令和2年12月定例会一般質問でゼロカーボンの必要性、具体的に何をやればよいのか、村として実施すべき事項などを村民の理解してもらうことが必要と質問し、村の環境基本計画の中身をまず知っていただき、村民自らができることは何かを考えることから始めていただきたいと回答を得ました。

　　私の質問に回答いただいて3年半が経過していますが、村の環境基本計画は村民に周知できていますか、また村民が自ら考えることができますか、現況をお聞きます。

○建設環境課長 　　第3次中川村環境基本計画は、令和2年9月に策定され、上位計画である中川村第6次総合計画及び前期基本計画における環境分野の基本方針及び施策体系を踏まえて、これを具現化するためのものとされており。

　　本計画は、一般廃棄物処理基本計画、空家等対策計画及び地球温暖化対策実行計画など、村の環境分野の計画と連携しながら具体的施策を進めてまいりました。

　　ごみ処理については住民の身近な問題として考慮いただいているというふうに考えます。

　　また、空き家対策については、目に見える解題であり、当事者は意識を持って考慮していただいているというふうに思います。

　　地球温暖化対策については、これまでに周知はできていると思われませんが、具体的な施策が少ない状況であったと思われ、さらなる温暖化対策の増進のためにもこの3月に策定した地球温暖化対策実行計画区域施策編の住民周知が必要と思われ、今年度はこの周知に努めていきたいというふうに思います。

○2番 　　(松村 利宏) それぞれの問題のところを少しずつ住民のほうではやっているという認識で今聞きました。

　　この間、公民館主催の移住・定住っていうところへちょっと参加させていただいたんですが、その中で空き家のところの話が出たんですが、なかなか、徹底されている

という認識には程遠いなという印象を受けたんですけども、なぜかという、私は何回も質問させてもらっていますが、空き家は200戸ぐらいあるうち実際に表に出てきているのは数戸しかない。非常に古くなってきます。なかなか、木造家屋などで早くやらないと傷んでしまうというところがあるので、そのところがありました。

　　なぜこういう話をここでしているかという、移住されてきて中川村に住んでいる方が、全くないじゃないかと――司会のほうで200戸という数字を言ってしまったものだから、実際にはほとんどないじゃないかという話になって、そのところの解説に私がかかり加わってしまったというのが実態です。

　　そういう観点で見たときに、やっていることはよく分かるんですけども、住民側が果たしてそこまでしっかりと理解してやっているかという話とは全く違うような気がします。もし住民が理解しているというふうに承知をされているのであれば、そのところはもう一回よく精査して深掘りをしていかないとなかなか厳しいかと思います。そういうところをちょっと一言付け加えておきますので、その辺もしっかりとやっていただければと思います。

　　6月4日～5日、議会のほうで大阪府と3町村のそれぞれの再生可能エネルギーをやっているところの事業者を視察しました。地域における再生可能エネルギーの事業者主体の構築手法とか再生エネルギー事業者主体が実施する事業とその経済実態を調査させてもらいました。

　　3事業者は住民に再生可能エネルギーの必要性を長年にわたりしっかりと説明し、行政のほうもしっかりやっているわけですけども、なかなか難しいなというのを私は感触として得てきました。一生懸命やっているわけです。3事業者とも一生懸命、もう本当に真剣に取り組んでいます。しかし、それが住民に完全に理解されているかっていうのはなかなか難しいところではないかというふうに考えています。

　　まずその前に、事業者そのものと行政がしっかりと取り組むということが大事だと思いますので、後でいろいろ質問していきますが、そういうところで今回は感想を持ちました。

　　この報告はまた後日することになると思いますけれども、行政のほうからも2名行っていただいておりますので、いろいろなところを理解されたかというふうに思いますが、お願いします。

　　次へ行きます。

　　私は令和4年3月定例会一般質問で再生可能エネルギーについて質問し、太陽光発電、水力、バイオマスなどの地産地消を進めていくことが現実に行えることと回答を得ました。

　　新聞報道では、セイコーエプソンが飯田市でバイオマス発電所の2026年中の稼働を目指すとしています。飯田市は「地元の森林資源活用につながり脱炭素化に貢献できる」と歓迎しております。地元桐林の中田博区長は「有名企業が進出することで地域の知名度も上がる。住民も事業に関わりを持っていきたい」と話しています。

　　綿半ホールディングスは塩尻市のF・POWERのバイオマス発電所を支援するこ

とになりました。

企業がゼロカーボンを重視して各種事業に進出しています。

持続可能な開発目標の一つに「つくる責任つかう責任」が掲げられ、人や環境等に配慮した消費行動であるエシカル消費が注目される等、構築に配慮した企業や消費者の意識や行動の変容が求められています。

過去 50 年の間、人類史上、かつてない速度で地球全体の自然が変化していることが指摘されています。

世界経済フォーラムが令和 2 年に発表した報告書では、世界各国の国内総生産の半分以上が自然の損失によって潜在的に脅かされている一方、ネイチャーポジティブ経済への移行で令和 12 年までに 3 億 9,500 万人の雇用創出と年間約 1,070 兆円規模のビジネス機会が見込めると指摘しています。

3 月 29 日、政府はネイチャーポジティブ経済移行戦略を策定し、令和 12 年までにネイチャーポジティブ経済に取り組む大企業の割合を現在の 3 割から 5 割に引き上げることやネイチャーポジティブ宣言をする企業、団体数を 1,000 にすることを目標とし、自然に配慮する企業や取組を消費者や市場が評価する社会への変化を通じて資金の流れの変革等がなされた経済を目指すとしています。

再生可能エネルギーを推進するためには、経済による資金の流れと取組を消費者や市場が評価する社会への変化が必要だと考えます。いかがでしょうか。

○建設環境課長

まず、多大なエネルギーを消費します企業が率先して再生可能エネルギーに取り組むこと、こちらについては道理であるというふうに考えております。

県内におきましてもバイオマス事業への民間参入などが進んでおりますので、情勢の把握に努めていきたいというふうに考えています。

ネイチャーポジティブについてでありますけれども、昨年 3 月、環境省は、農林水産省、経済産業省、国土交通省との連名でネイチャーポジティブ経済移行戦略を策定し、公表しております。

これは自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題として位置づけることを意味するネイチャーポジティブ経営、これへの移行を支える国の施策であります。国の政策や企業の動向などには再生可能エネルギー推進の見地から注目していく必要があるというふうに考えております。

○ 2 番

(松村 利宏) 今回視察をしてきたところでは、再エネを推進するためには、やはり人数、ある程度の規模が必要だということを、やはりそれぞれの事業体全部で言われました。やはり 5 万人ぐらいがないと売電をしながら事業を行っていくというのはなかなか難しいですと、3 者とも、3 事業体とも、補助金を相当もらって、それでやっと事業が成り立っているという感じでした。

それで、そのところをしっかりとやっていくためには、やはり——中川村は今 4,600 人ぐらいですかね。そうすると伊那谷全体ぐらいで考えていくというのも一つの手じゃないかと、天竜川水系を見て。それから、上伊那、下伊那っていうと、なかなか、中川村は上伊那の端にあるので非常に難しいんですけど、そのぐらいのイメー

ジで、再生可能エネルギー、天竜川水系であれば水力とかあるわけですから、そういうのも含めて、中川村単独で考えるっていうのは非常に難しいのではないかと思います。質問したときに、やはり非常に厳しいですねという言い方をされました。

それから、この間、長野県の総務経済委員会でも勉強会をやったわけですが、そのときにも村単独でやるというよりは地域と連携したほうがいいんじゃないですかという話がされています。やはりそういうのも今後は考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、そういうのも今後計画をつくっていく上で考慮していただければというふうに思います。

次に行きます。

長野県は、今年 2 月 2 日、大学、経済団体などつくる県産業イノベーション推進本部会議を県庁で開き、水素の利活用について検討するプロジェクトチームの立ち上げについて承諾を受けました。二酸化炭素排出量の削減に向けて水素の重要性は増すとし、県内外の企業や有識者と意見交換し、現状や課題、必要な支援制度の議論を進めるとしています。特に県内での水素制度について検討し、今年度夏頃に中間報告をまとめるとしています。

阿部知事は、技術面の話だけでなく社会システム全体にどうインパクトを与えるか意識してもらう必要がある、行政が大きなグランドデザインを持たなければならないとしています。県は産業労働部を中心に部局横断で取り組むとしています。

新聞報道によれば、信州大学は飯田市のエス・バードに光触媒による水素研究施設を整備するとしています。飯田市は、リニア開通後、飯田市駅周辺の水素活用による社会を目指しています。

これは、県のほうで確認したところ、あそこは県有地なんで非常に使いやすいという話は、エス・バードのところ。それは確認をしましたんで、そういうことかなというの、一理あるかなというふうに考えて、なぜあそこかというのは、ちょっとおかしかったんで確認したんですけども、そういうことを言われました。

新聞報道によれば、白馬村は大気中の二酸化炭素を水素と合成させてメタンガスを生成し、村内で処理する仕組みの実証実験を名古屋大学未来社会創造機構と始めるとしています。

再生可能エネルギーを推進するためには行政が大きなグランドデザインを持つことが必要だと考えます。いかがでしょうか。

○建設環境課長

まず、大きな方向性としてしまして、2050 年におけるカーボンゼロに向けてのこれからの 25 年間は国全体として大きな正念場を迎えるということとなっていくということになります。

現在の経済水準を維持しながらカーボンゼロを目指していくことは、当村のようなエネルギー過疎自治体にとっては並大抵の努力では達成し得ない目標であるというふうに思います。

まずは、住民意識の高揚など、身近でできることから地道に進めていくことが肝要です。したがって、村の再生可能エネルギー推進に当たり、地球温暖化対策区域施策

編の住民説明と具体的な検討を進めていきたいというふうに思います。

伊那谷地域の再生可能エネルギーの情勢については、議員のおっしゃっているような状況、また先日新聞にも載りました伊那市における再生バイオマスの発電等についても日々状況が変わっていきますので、そういったものの情報を的確に把握していきたいというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) 村内だけで小さく考えるのではなくて、今答弁ありましたとおり、幅広く考えていただくというのにも必要かと思えます。

今回行ってきた中で、たんたんエナジー株式会社の木原代表取締役は、ロシアのウクライナ侵略によりエネルギーをめぐる情勢は激変していると、会社の立ち位置を確認し、到達すべき目標とそこに至る道筋を描くことが必要だというふうに述べています。

これは今言われたところとなりますが、やはり立ち上げてから、2018年だから7年、もう七、八年たっているわけですが、ウクライナ戦争によってもう激変したと、もうこの会社の環境が。だから相当厳しい状況だというのが言えます。

それで、この方——木原さんは、そもそもその原因は、消費税も含めて毎年23兆円も国外に依存していること自体がおかしいんだろうということで事業を立ち上げています。どんどん大学等で講義をやって言っているんで、その立場上、事業化していかなきゃいけないということで、何でもいからやっていこうということでやられている方です。

そういう状況のところ、やはり日本の置かれているエネルギー安全保障という観点、私に言わせたら非常にずさんだなという感じがしますので、その辺のところをしっかりと今後は捉えていかなきゃいけないということになります。

次へ行きます。

私は令和4年3月定例会一般質問で水素エネルギーの検討が必要と質問し、まずは太陽光発電などの普及、次の段階で技術が確立されれば水素エネルギーもあるとの回答を得ました。

昨年12月、阿部知事が中川村に来られたときに、私は水素を活用することが必要だというふうに質問しました。そのときの阿部知事の回答は、なかなか技術が難しいの、まだちょっと先になるだろうと、一言で言うと、まだ考えていないという回答でした。

しかし、あれは何だったんだろうと、先ほど話しましたが、半年もたたないうちに阿部知事を中心として水素について検討すると、これは、信州大学は国から55億円の補助金を得たというのも一個あるとは思いますが、そういうことで、長野県が真剣に取り組むということになったわけです。

それで、信州大学は先ほど言いましたように県、飯田市と連携してエス・バード一帯を水素製造、水循環の実証タウンとする計画を進めており、光触媒技術で水から水素を得る水分解パネルで水素の製造コストを石油や天然ガスと同水準まで引き下げることを目標としているということで、まだ研究段階なんで、すぐにできるとは思いま

せんけれども、もうそういうのをやっているということになります。

信州大学による水分野の研究は2023年に文科省の事業に採択され、2024年度から5年間で55億円の補助を受け、不純物が混じった河川の水、地下水からも水素を製造できるよう水の浄化システムを製造することも行います。

新聞報道によれば、県水素利活用検討プロジェクトチームの初会合が4月18日に県庁で開かれ、プロジェクトでは企業による課題、需要調査の成果を反映して中間報告を作成し、秋頃の県産業イノベーション推進本部会議で報告した後、施策の検討が始まる予定だということです。

長野県のような内陸部における水素活用の現況と課題は水素運搬の可能性、水素の需要と経済性になるかと思えます。今、港の近くでは水素を活用したのが日本国内でも相当進んでいます。もう船は水素を使ったエンジンで走っています。もうそういう状況にありますけれども、内陸部やこういうところでは、なかなか、運搬してくるとまた高くなるということもありますので、非常に難しいということはお分かりしておりますが、いろいろ検討していくことは必要だろうということで県のほうがやっているという認識です。

県内の水素活用については、佐久産業支援センターが山梨県の山梨大学水素・燃料電池ナノ材料研究センターと連携し、佐久地域を中心とした企業の技術動向、ニーズ情報を提供しています。

長野県産業振興機構は山梨大学水路・燃料電池ナノ材料研究センターと令和4年9月28日に連携協定を結び、県内企業の連携支援を行っています。事例には工業燃料電池システムの開発、水素ステーション用燃料交換機の開発、耐水素脆性材料の製造技術開発などもあります。

日本の内陸部にある長野県における再生エネルギーは太陽光発電、バイオ発電、水力発電が主体となっていますが、ゼロカーボンをこれのみで達成するということは非常に難しいように考えます。

それで、阿部知事が水素の地産地消を行うことができれば、これはこれで非常に達成できるんじゃないかというふうに考えています。

中川村においては太陽光発電、小水力発電、小規模バイオマス発電の可能性があります。先ほど回答がありましたように、これのみで村民のゼロカーボンを達成しますよと言うことは難しいんだろうというふうに思います。

短期的には、中川村の公共施設、ここに太陽光等で発電をしてやっていくということが可能性のある唯一の道ではないかというふうに思います。

ただし、太陽光発電もよく考えればオールジャパンではないんですね。太陽光発電施設のパネルはほとんどを海外から輸入していますよね。だから、日本国内で作れるものでないとエネルギーっていう観点では非常に難しい話になってくるんだろうというふうに思いますので、その辺も、多分、大規模に太陽光発電のみ、もしくは風力発電、これもそうなんですけれども、それのみになってきたときにはまた同じ問題が生じてくるということをここで一言述べておきます。

それで、2050年ゼロカーボン達成するための中長期の計画、方針を立てることを提案します。

日本の科学技術は加速度的に進んでいます。

たんたんエネルギーの先ほどの木原さんは、気候変動対策は地域経済、健康、地域交通、地域防災など様々な課題と密接に結びつくものであり、2023年の化石燃料の輸入額は27.3兆円となっているため、再エネと同時解決を求められていると述べています。このため、長期的に出すべき成果を明確にし、そこに至るまでの道筋をしっかりとロジックモデルとして描き、住民に説明し理解を得るということを実際に行っているというふうに言っていました。

中川村においてもしやるのであれば、今言ったように2050年までにどういうことをやるんだという話と、その問題点、それに対する解決策をどういうふうに行っているんだということをつくらないと、中長期計画をしっかりとつくらないと住民に説明できないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境課長 ゼロカーボンの推進に当たりまして住民に大きな方向性を示すことは必要なことであります。村の地球温暖化対策を丁寧に住民周知しながら、まずは住民の皆さんが自発的に考え、ゼロカーボンに向けて個々の改善の積み上げを行っていくことがベースになるというふうに思っております。そのための説明などは今年度よりスタートさせていきたいというふうに考えます。

技術の件についてでありますけれども、航空機などの燃料にミドリムシやココナッツを用いる持続可能な航空燃料——SAFの研究や化石燃料の代替としての水素を用いる技術など、技術は日々向上しております。これからさらに新たな環境技術が世に出てくることから、このような情報把握に努め、住民の皆さんに周知し、関心を寄せていただきたいというふうに考えます。

中川村で生産できるエネルギーは限られます。伊那バレー地域など広域的なエネルギー生産ができれば合理的かつ効率的であることから、地域の環境情報を把握し、村にどのような効果が得られるか検討を進めていきたいというふうに思います。

○2 番 (松村 利宏) 今答弁いただきましたが、今後審議会をやっていくと思いますので、その辺にしっかりと反映をしていただければというふうに思います。

村は令和6年度に地球温暖化推進に関する村協議会の設置、公共施設太陽光発電設置可能性調査、脱炭素・再エネ推進事業計画作成支援業務を計画しています。

村は県、近隣の市町村、信州大学、企業と連携し、再生可能エネルギーに関する技術、進捗状況に関する状況を集めること、村の社会システムをどのようにするかブランドデザインを作成し村民に説明するという、今述べていただいたところが主体になるんですけれども、もう一回、今私が言ったところでまとめたところ、そういうところになるかと思うんですけれども、そこら辺のところを具体的に進めていくということでもいいか、再度、もう一回お伺いします。

○建設環境課長 村は、今おっしゃっていただいたような各種の施策を打ち出して、ゼロカーボン宣言が実効性のあるものとなるように取り組んでまいります。

まずは住民の皆さんを対象とした勉強会などを開催しながら意識高揚や意見聴取を行い、ゼロカーボンに向けた村の施策を具体化していきたいというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) 村民の方は、ゼロカーボンと言ったときに、土俵のところをしっかりと説明してあげないとなかなか理解できないかと思います。何か太陽光発電のみやっていたらいいような感じに村民の方々は思っておられる。当然、各家庭で化石燃料を使っていたのをできるだけ減らしていく、節電していくと、それから物もリサイクルしていくと、そういうものも当然必要なので、その辺はかなり徹底されていると思うんですけれども。

そういうことで、今言われたところの前提条件をしっかりと説明されてから取り組んでいくということが必要じゃないかというふうに思います。

それから、もう一つ、いろんな会社を抱き込んでいくときに、先ほど伊那谷全体で考えるとと言いましたが、基本的には、やはり伊那谷のメインは天竜川だと思うんですよ、天竜川水系。

それで、ここには、実は発電所はいっぱいあるわけですね。もう既に中電のほうでいろいろとやっているわけですが、こことも連携して、伊那谷全体の再生可能エネルギーをどうするかという議論にやっぱり持っていく必要があると思います。

これは村ではできないし、県でもできなくて、国レベルになるかと思うんですけれども、そういう視点も入れ込んでいかないと、伊那谷全体としてはゼロカーボンにできるのが実際には物すごく大変なことになるんじゃないかというふうに思いますので、そういう視点もしっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

では次に参ります。

「危機管理について」です。

危機管理者が最悪を考えて行動をしていたとしても、きっかけなどあるはずがないということが日本人の通常感覚になり、最悪の構えをすれば大げさというようなマイナスの評価をしてしまうということになります。これは自分たちには被害がないというような根拠のない自信があるということでもあります。日本人の国民性であり、常に日常的な感覚を持ち続けているということになります。

ウクライナ戦争が勃発してから2年が経過しましたが、戦闘は継続しており、その帰趨は未知数です。

ウクライナ戦争を戦略の観点から考察してみます。

プーチン大統領は開戦当初に示した虐待やジェノサイドから人々を保護する、ウクライナの非軍事化、非ナチス化を目指すという政治目的を修正したり変更したり縮小したりしようとするそぶりは見せていません。依然として力づくで自らの政治目的を達成しようとしているふうに思われます。戦争の原因がNATOにあるかのような発言が目立ち始めています。

それで、プーチン大統領はこの3月の選挙で再選され、今後6年間、今の大統領にとどまることとなります。そうすると、今後取る戦略は次のようになると思われます。

1つは、長期的にはウクライナを自らの勢力圏に入れることを引き続き追求し、ウクライナ侵略を継続する。2、短期的には特別軍事作戦について動員をかけ、攻勢作戦に出る可能性を追求するというのが言えるかと思います。

エレンスキー大統領は反転攻勢の継続を西側の軍事支援に依存しており、ロシアのように主体的に戦略を構築することが難しい状況に置かれています。

プーチン大統領は中期的・短期的戦略を考えることができるが、ゼレンスキー大統領は喫緊の課題から優先して対応策を立てざるを得ないと思われます。したがって、短期的には西側からの軍事支援及び自国生産のドローンによる防戦作戦を行う、ゼレンスキー大統領自ら外交活動を活発化させる、中期的には、ウクライナのアキレス腱が西側の軍事支援であることから、西側からの軍事支援をいかに中長期にわたって確保していくか、これが優先されるということになります。

では、停戦の道筋はどうかというと、2人の指導者は、数年後という時間軸を持って、外交、情報、軍事、経済を最大限に駆使して自国にとって有利になるように鮮烈な戦いを繰り広げるだろうと思われます。なかなか戦争は終わりそうにないと言えます。

人口5,000万人以上による2国間の本格的な戦争は、近年にはなかったと言えます。1950年に始まった朝鮮戦争では、北朝鮮の人口が1,000万人、韓国は2,000万人程度です。

ウクライナ戦争は一方の当事国は安全保障理事国であるため、国連が調定に乗り出すのにも困難を伴うと思われます。

この戦争ではプーチン大統領が戦争を停止させることのできる唯一の人物だと思います。ウクライナや西側がプーチン大統領の受け入れられる提案ができるか。

ゼレンスキー大統領はクリミア半島を含む奪われた領土の全てを奪回すると主張しています。

戦争が長期化して多くの犠牲者が双方に出ることになれば、おのずと停戦の機運が出てくると思います。朝鮮戦争は、3年余り戦い続けてお互いの攻防が収束していったラインが北緯38度ということです。いずれどこかの時点で、どこかのラインで折り合いをつけることが求められてきます。

ただし、この戦争は一旦停戦が成立したとしてもプーチン大統領がロシアの権力者である限り紛争の火種はくすぶり続けることを覚悟しなければならないということが言えると思います。

では、日本の教訓はどうかと、日本の状況は大丈夫なのかと、日米安全保障条約があるから大丈夫なのか、自分で守る覚悟のない国を助けに来てくれる国がいるのか、考えなければなりません。ウクライナを人ごとのように見るのではなく、自分のこととして捉えておく視点が日本人には必要であると考えます。

ウクライナ戦争は、ロシアがウクライナを侵略し、ウクライナは自衛戦闘を行っているということになります。

これまでの平和主義に徹していればいいといった甘い発想では、国の安全はおぼつ

かないと思います。

憲法前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。

この前文には、他国は全て侵略する、そんなことはない、ほかの国は全部平和で日本なんか攻めてこないよということになっています。今、現実とは全然違います。2年間、それがまだ続いています。

ゼレンスキー大統領は、2022年2月24日以前は平和主義の持ち主だったといいますが。戦火の火が上がると、平和主義をかなぐり捨てて領土の奪還に邁進しています。

日本においても、領土に手をかけられたら、その後の領土の奪還は容易ではありません。

私は2022年12月定例会一般質問で言ったように、日本は1945年8月10日にポツダム宣言受諾を決め、8月15日に終戦の詔書が出された3日後にソ連は北海道の占領を目標として千島列島北部の占守島に奇襲上陸を始め、日本は、自衛戦闘を行った結果、北海道は取られませんでした。北方四島——国後、択捉、色丹、歯舞をロシアに占領され、現在もそのままです。外交努力をしても1mmも返ってきていません。このことを我々日本人は真剣に考える時期に来ているんだろうというふうに思います。

したがって、侵略されないように平素から国の道具として外交、情報、軍事、経済を駆使して紛争の芽を摘み続けることが重要です。

それで、この4つのことをしっかりとやっていくということが、我々国民だけでなく、村民、皆さんが真剣に考えなきゃいけない時期にもう来ているということを述べておきます。

まず外交について。

外交は国の主張をはっきりと言うことが必要で、各国とのパイプを保持することが重要であります。

日本においてのこの78年間はどうかだったというと、外交のみで安全は保持できるんだということが非常にうたわれてきていました。外交も重要です。しかし、それのみで達成することはできません。外交で達成できているんだとしたら、もう既にウクライナ戦争は終わっているはずで。そのことをしっかりと肝に銘じなければならないというふうに思います。

情報について。

インターネット、スマートフォンの普及により、認知戦は世界の深刻な脅威となっています。ソーシャルメディアの発展により、個人の思想や信念を把握し、その認知や心理を誘導することが可能になりました。サイバーセキュリティを強化することが必要になります。

村民はインターネット、スマートフォンを日々使用して生活しており、さらにAIの急激な発展により、情報戦、心理戦、認知戦に対応しなきゃならないことを認識することが求められています。

行政はデジタルトランスフォーメーションが進んでいるため、サイバーセキュリ

ティを強化することを積極的に行わなければなりません。これは、ようやく国のほうで防衛的セキュリティをやらなきゃいけないということが今述べられていますが、非常に、日本においてはめちゃくちゃ遅れているということが言えるかと思います。

教育現場もデジタル化により、パソコン、いろんな機器が入っております。情報戦、心理戦、認知戦の実態、恐ろしさ、対応について学んでおくことということも必要になっているかと思います。

経済について。

ウクライナ戦争により、食料の確保、エネルギーの高騰、半導体など、最先端技術の流出が国の安全を脅かしています。食料安全保障、エネルギー安全保障、経済安全保障を強化することが必要になります。

村の経済は農業が主体で、米を主体に生産し、村民の多くは野菜などを自給自足しており、この状態を維持することが必要になります。先ほどから経済安全保障などがありますが、やはり自給率、これを上げていくことが間違いなく必要です。もう分かり切っていることが、なかなか国内では今までずっとされてこなかったということになるかと思います。

したがって、農産物の値段を上げてでも農家さんが耐えられるように、例えば動物性たんぱく質を含めて、それをやっていくことが必要だということでもあります。この辺も、やはり国の施策だけでは駄目で、これは、やはり市町村、ここがしっかりどうやっていくかっていうことができなければ、これは何も達成できないということになります。こういうことが重要になるかというふうに思います。

また、村民は電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー主体の生活であり、海外依存度が高い状態が続いています。先ほど述べましたが、行政は村の社会システムをどのようにグランドデザインとして作成し、村民に説明し理解を得ることが必要になるかということになるかと思いますので、この辺のところもしっかりとやっていかなきゃいけないということになります。

経済安全保障については、村の企業としては特にあまりないかと思いますが、どういところが重要かというところをしっかりと理解していくことが必要だというふうに思います。

4年前ですかね、私が経済安全保障と言ったときに、ここにおられる全員が経済保障って何なんだと、よく分からないということを一一般質問が終わった後に言われました。今、もう経済安全保障はごく当たり前に単語になっています。そういうことを理解しておくということが重要だというふうに思います。

軍事について。

我が国に対する侵略を未然に防ぐ不断の積み重ねが極めて重要であり、防衛省、自衛隊が死に物狂いで錬磨に励むことが必要であるというふうに考えます。

そして、外交、経済、情報など、国力の道具を平素から互いに連携させて国の安全を確認することだと考えます。

防衛省、自衛隊では、中川村で自ら自衛隊を選択した方が、24時間365日、我が国

に対する侵略を未然に防ぐための錬磨に励んでいます。

さらに、中川村には、戦後78年間、愚直に我が国に対する侵略を未然に防ぐため全力で錬磨に励んでこられた方がたくさんおられます。

人為的な危機などあるはずがないという多数の声が聞こえてきます。危機管理は総理、知事、市町村長が行うことが必要で、村民一人一人の理解と協力がなければできません。「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」ということわざがあります。人為的な危機に対応するためには村民一人一人の理解が何より重要だと考えます。

非常に難しい話でも何でもないと思います、これは。もう既にウクライナ戦争が起きています。まだ2年、まだこれからも続きます。他人事と考えずに、やはり冷静に分析し判断していくことが首長たる村長に求められているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村長 まず、ちょっと、私がやるべきこと、自治体の長がやるべきこと、考えるべきことは、例えば国のトップである内閣総理大臣、あるいは国会、国会議員、そういったところの決定と、その方向と違うんではないかということがまずありますので、お話をさせていただければと思います。

仮に武力攻撃を受ける事態が発生をして村内に在住する人々の安全に被害が及ぶというような事態が発生し、またはそのおそれがあるという場合は、村は村内に住んでいらっしゃる人々の命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめる方策を講じる責務を有するとして、中川村国民保護計画、これは平成19年12月に策定をしたものでございますが、こういうふうに記されております。

保護計画が対象とする事態は、上陸の攻撃——日本に上陸された上での攻撃、ゲリラ攻撃、弾道ミサイルの攻撃、航空機による攻撃などの武力攻撃と原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・ダム等の破壊、放射能の拡散、生物兵器の大量散布などなどを緊急対処事態としまして、平素からの備えや防止、武力攻撃事態等への対処、復旧等、こういったものが計画をされておるといふふうに考えております。

人為的な危機が日本にあるはずがないという見方をする方も中に入るとは思いますが、最近の情勢を見る限りでは——最近の情勢っていうのは、ウクライナ、それから中東、特にイスラエルの中にありますアラブの自主国家といいますが、ガザ、こういったところでありますけれども、ここに対しての攻撃等々、周辺諸国で起きている現状を見る中で不安を抱えている国民も多くなっていると感じます。

もちろん、最近では台湾での総統選挙がありました。それで、その後、アメリカが、何ていいますか、共同で演習をするということに対して、中国はこれを自国の者に対しての干渉は許さないということで大規模な軍事演習を行ったとありました。

実は、これは、言い方は変ですけども、同じ漢民族とは言いきれませんが、形を見れば漢民族同士の争いになるわけですし、中国本土から金門島に対して大規模な軍事演習をかなりやったということのようですけども、実は、聞いてみますと、これは全て空砲であったということで、お互いにもう理解した上でという言い方はありませんが、何ていいますか、アメリカというよその者が手を出すなという言い方は中国

の昔からの言い方でありまして、そういうことをやはり理解しなければいけないのではないかなというふうに思います。

そういうことでありまして、不安を抱えている方ももちろんいると思いますし、近年では西南諸島のほうに自衛隊の基地、あるいは弾薬庫、こういったものを造るということで、防衛線を張っているのではないかと、やはりここに攻めてくるのではないかと、ということで、沖縄、西南諸島の皆さんはそういった日常の中で非常に危険が迫っているという考え方もあるかと思えます。

もちろん、本土におる我々も、これは全く、言葉は悪いんですが、いわゆる能天気で——能天気っていうか、よその国のことと捉えている人はそれほどいないのではないかなというふうに思います。それで、そういう国民も増えてきている、何と申しますか、不安を抱えている国民も多くなっているということも感じるわけでございます。

これらに対するために、議員が言われたとおり、外交、情報、経済を駆使して紛争の芽を摘み続けるということがやはり重要ではないかというふうに思いますし、それから——ただ、外交が全く役に立たないということではなくて、日本が日本国憲法の中で一番大事にしていることは、やはり外交であるということを行っているんだと私は思うわけであります。

そうなんですけど、やはり、もちろん、いろんな経過の中で、朝鮮戦争の中で警察予備隊ができ、これが自衛隊になり、そして、今、自衛隊は3つの任務を持って——日本の国土、領土を守る任務、それから、海外での、いわゆる、何て申しますか、安全と申しますか、これを保ったり安全に貢献をしたりという、そういう目的、それと、もう一つは、能登半島地震でもそうですし、私どもは、大災害が起きたときには、やはり自衛隊の皆さんの力がないと、何て申しますか、復旧の足がかりもできないという状態ですから、そういう時点での国民の命を守るための災害派遣と、こういう大きな任務があることは分かっておりますけれども、まず、第一は、やはり外交だと、日本国憲法はそのことを言っているんだと思っておるわけであります。

もちろん、現状の中ではなかなかそこばかりにはいかないということもあるわけでありましてけれども、我が国の平和と国民の安全を確保するには、政府の平時からの不断の外交努力によりこれらの発生を防ぐことが何よりもやはり重要であると私は思います。それで、外交が全てではないにしても外交が有事を防ぐ最大の対応ということは、外交交渉ってそういうもんなんだろうなというふうに思います。

話は、今度は自治体に返ります。

先ほど、ミサイル攻撃とか、いろんな意味でのことを申し上げましたけれども、村も、非核・平和都市宣言決議、これは昭和59年の12月議会で決議を行っております。これを採択し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現に向けて努力をしてきたところであります。これまでの訴えが形骸化することがないように、今後も変わることなく努力を続けていくというのができることだというふうに考えております。

こうしたいろんな意味での外交努力にもかかわらず、不幸にして武力攻撃を受ける事態が発生し、村内に在住する人々の安全に被害が及ぶような事態が発生すると、こ

ういう場合には、先ほど申しましたとおり、村は保護計画に沿って具体的な策を講じていく、これが記されておるわけでありまして、やはりこのことをやるのが自治体の長の義務だろうということでもあります。

それから、先ほど情報についてのお話がありましたけれども、インターネットについては世界とつながっております、もっとも攻撃されやすい媒体であるというふうにも感じますし、いろんなところで、例えば北朝鮮が情報を利用していろんなことをやっているとか、お金を吸い上げているとか、いろんなこともありますし、もっと言うと、これがもう当たり前の軍事戦略の一つになっているということは言われているとおりなんで、これは事実だろうと思えます。

それで、村はサイバー攻撃などに対処するために県のセキュリティアクラウドっていうものを活用しておりますし、村のシステムにはファイヤーウォールを設置しております。職員には研修を実施し、二重三重の対策を講じておるところでございます。

それから、経済についてでありますけれども、ウクライナ戦争をはじめ世界中で起きている様々な危機が私たちに必要な食料ですとかエネルギーなどの価格高騰につながり、世界の有事が人ごとではなく私たちの安全、経済に直結するということは、今、こういうことはもうほとんどの国民が感じておるというふうに思いますし、食料・エネルギー・経済安全保障を理解しなければならないという事態に、今はそういう情勢に大いにあるということは感じますし、私も思います。

それで、危機への備えですとか有事の際の対応、これは、もう何度も繰り返しますが、国民保護計画の実行ということについては、村民一人一人の理解が必要なことは言うまでもなく、村民一人一人に周知や理解をしていただく、こういう方法については、いずれというか、近いうちにと申しますか、検討しなければならない時期に来ているということも感じております。

しかしながら、繰り返しになりますけれども、何よりも重要なことは不測の事態を未然に防ぐということであり、村は、不測の事態を引き起こすことがないように、国に対して諸外国との友好に努めて——なかなか、諸外国との友好に努めろって言うこの言い方が、非常に、例えば八方的な、どこにもいい顔をしろって言うことではなくて、やはり日本のスタンスとしての、何て申しますか、外交だというふうに思います。

日本は、今申し上げたとおり、日本国憲法の中で——戦後に成立してから戦後78年・79年、いわゆる戦争に巻き込まれた、引き起こしたという経験が一度もなく、これをしてきたのは、やはり日本の外交であり、大きなところでは日本国憲法があったからだというふうに私は今でも思っております。

村としても、引き続き村民、全国の非核・平和都市宣言をしている自治体、そして世界恒久平和を追求し不測の事態がないように運動している皆さんと一緒に手を取ってやっていくということを考えております。

それで、具体的には、何度も繰り返しますが、情勢は理解しつつ、村長のやらなければならないこと、国に対して申し上げていくこと、これをしていくのみということと考えております。

○2 番 (松村 利宏) 平和だっていうことは私も極めて——私が一番分かっているんじゃないかというふうに思いますが、そのことは全く同感で、同じ意見であります。

しかし、未然に防ぐための手段っていうのを村民の方たちが、外交、経済、それから情報、軍事、これを防衛っていうのをしっかりと、全て必要だよということを理解していただかないと未然防止にはならないよということを理解してもらってということが大事だというふうに思います。国民保護法は当然そうなんですけれども、その前提条件がそこだということをこの機会にしっかりと皆さんに理解していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。午後1時40分とします。
[午後0時06分 休憩]
[午後1時40分 再開]

○議長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 大原孝芳議員。

○9番 (大原 孝芳) では、私は3問を用意しましたので、お願いいたします。
まず初めに、今、国会で議論されています地方への指示権拡大が議論されているということについてまずお聞きしたいと思います。

今国会では今いろんな議題が議論されておりますが、先ほど3番議員ですか、農業の問題、それから子どもの施策、それから一番大きな議論は政治資金の規制法が大きな議題でございます。そういった大きな議題の中にちょっと今回は埋もれてしまっているような感もあるんですが、しかし、我々中川村、地方自治体にとって大きな問題でありますので、村長と色々な話をさせていただきながら、ぜひ住民の皆さんにもしっかりと何が問題になっているかということを解き明かしていきたいと、そんな思いで質問したいと思います。

少し文章を読ませていただきます。

今国会で地方自治法改正案の審議が始まっています。内容は、国と自治体は対等が原則であるとの関係を念頭に、指示権拡大の必要性の是非についてである。

改正のきっかけとなったのは2020年2月に発生した大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号での新型コロナ集団感染で、患者の受入れをめぐることは、感染症法が自治体の役割と定めていたため、国の対応や調整には混乱が生じ、首相の諮問機関である地方制度調査会が昨年12月に地方自治法上の規定で国が自治体に必要な指示を行えるようにすべきだと答申したことにあるというような報道がございました。

これまで国の指示権は抑制的に扱われてきていますが、国の仕事を自治体が代行する事務は違法性があるときや災害対策基本法、感染症法といった個別法で緊急性があると認められるときに限られている。これは地方行政を国が統制した戦前の反省が根底にあると言われております。

今までの各新聞の論調では、国が地方自治を統制する危うさや、いざというときに国に求められるのはそういった指示ではなくて地方の実情を誰よりも知る地方自治体の意向を尊重した人的、財政的な支援であるということが指摘されております。

これは、私がこの質問を作成した時期には、まだ衆議院の中でも議論されておらずで、5月30日に衆議院を通過しています。

それで、今回の大きな改正の内容については、指示できる事態というのは大規模な災害、感染症の蔓延、その他これらに類似する国民の安全に重要な影響を及ぼす事態ということで、今回の指示権を拡大するという議論になっております。

しかしながら、総務大臣である松本大臣は、想定外というのはどういうことを想定外とするのかっていうような衆議院の委員会の中での質問に対して、想定外なので想定はしていないというような、そんな問答をしているということが大きく報道されております。

それから、私たちが住む地方自治体というのは、過去にも、2000年以降に始まりました地方分権一括法の中では、対等、協力っていうのを、完全にもうそういうふうにするんだということを決めていて、そういった自治法の本旨でもある団体または住民自治、そういったものをきちんと遂行するということは、その頃からずっと調整してきているわけなんです。

しかし、今回のこういったいきなりの指示権は、そういったものを、私たちの先輩たちが進めてきたものを、この指示権拡大によって今までの努力を水の泡にする、そういうようなことと私たちも考えます。

それから、この問題につきましては、もう既に長野県下では、駒ヶ根市、それから辰野町、小海町、栄村でも議員発議で意見書が国のほうへ出され、それから全国知事会、あるいは村長の入られている町村会、そういったところでも早くからこの問題に対して懸念を表明されております。

私たちは、なかなかこういったものが——私たち議員はいろんな形で情報が入ってくるわけですが——住民の皆さんにとってはこういったことがどう影響するかということがなかなか見えづらいのではないかと思います。

指示権拡大が起きるとどういことが起きるか、例えば先ほどの総務大臣の松本大臣は想定外だから想定はしていないっていうような言い方をしています。つまり、想定できないことを今回法律としてつくってしまう。

そこには、もう少し深読みすれば、先ほど2番議員のほうでも有事のあった場合、そんなようなことを質問されておりましたが、そういったときに何が地方で起きるか、新聞なんかで私も読んだわけですが、例えば有事の場合は、国が地方のある場所を——海辺とか空港とか、有事の場合はそういったものをちゃんともう国の指示一つで使えると、そういうことも懸念されております。

したがって、確かにいろんなことが今の時代——つい先日も報道がありましたが、有事の場合には先島諸島の島の人たちを九州のどこの県へ避難をさせようっていうようなことも言われておまして、そんなことを今考えている政府におかれてこの指示

権っていうのは拡大解釈すればどういふふうにもできてしまうということですので、いろいろ国の在り方を考えるときにはきちんと熟議してから物事を決めていかないと、もうこういったことが先に決まってしまうと後づけで何でもできてしまうっていうのが我々地方のこういったことに懸念される声でございます。

村長もよくこういったことは御理解されておると思っていますので、一緒になって、こうしたときに、この法律が先行してしまえば何が起きるかっていうことをぜひ一緒に考えていただきたいと、そんな思いでありますので、まず村長からこういった自治法の改正について考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 5月30日に緊急時に自治体に対する国の指示権拡大を認める地方自治法改正案は衆議院本会議で可決、通過をしたと、非常時に国主導による迅速な対応を可能にする狙いがある、指示が適切であったかどうか検証するため国会への事後報告を義務づける修正を加えたというふうにあります。

それから、信濃毎日新聞では、5月31日付で、今、議員がおっしゃられましたとおり、国の指示権の拡大を認める地方自治法改正案をめぐり県内では4つの市町村議会が議員発議で慎重審議や見直しを求める意見書を可決したというふうにあります。

本案については30日に衆議院を通過したわけでありましてけれども、熟議がされていないという点、この点と国と地方の対等な関係が崩れるということに危惧する声が地方から上がるのは当然のことだろうなというふうに思っております。

もう一つ、日本弁護士連合会、これは法律の専門集団だと思いますけれども、今年3月13日付で地方自治法改正案に反対する会長声明を発しております。端的に言いますと、先ほど議員もおっしゃられたとおり、2000年の地方分権一括法により国と地方公共団体が対等、協力の関係とされたことを大きく変容させるものであるとともに、地方の行う自治事務に対する国の不当な介入を誘発させるおそれが高いという問題を指摘したという内容であります。

もうちょっと詳しく申し上げますと、こういうふうには思っております。

問題点として、法定受託事務と自治事務、この2つの事務があるわけでありましてけれども、これを区別せずに国の指示権を論じている点及び現行地方自治法では国の地方公共団体への指示は個別法で緊急性を要件として認められているのに対して、地方自治法を改正して自治事務についても個別法の根拠規定もなしに、かつ緊急性の要件も外して曖昧な要件の下に国の指示権を一般的に認めようとする点で、地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨——日本国憲法第92条でありますけれども、これに照らし極めて問題があるというふうに指摘しております。それで、改めて反対であるということを述べておるわけでありまして。

幾つか、専門家ですから4つほど言っておるようでありましてけれども、そういうことは抜きにして、感想とすると、例えばコロナがありました。これについては、実際にどういふ指示をして、どこがどういふ——ダイヤモンド・プリンセス号の場合ですけど——このことについては非常に国も困ったろうし、地方自治体も非常に困ったと、特に神奈川県では早く指示を出せと言ったはずなんです。

それで、その挙げ句に、病院への収容を神奈川県は一生懸命やったと、やったわけでありましてけれども、もし仮にこれをどこかのところに出してしまったり、あれをあのままの船の中だけにとどめておいたりしたら、やはりこれは感染してみんな死んでしまったかもしれない。それで、神奈川県は独自の判断で病院に送り込んで、亡くなった方がいたかどうか、ちょっと私は分かりませんが、治療に専念したということがありました。

ですから、こういった個別法については、その後、こういう対処をしようっていうことを決めているわけです。にもかかわらず、やはり地方自治法の改正をして、緊急性、どういふ緊急性があるか、これは分からないからっていうのが、ちょっと非常に何か、法律を規定していく上では非常に問題ではないかなというのをまず思いますし、日本弁護士連合会もそれを言っているということです。

それと、今回の中では、事務、いわゆる法定受託事務か自治事務かというところを地方自治法のところはいじらなしにおいて、第4章という新たな章を設けて、このことだけ——指示権について述べているということで、どうも乱暴な、法律の改正にしては乱暴なやり方ではないかという感想を私は持っておるところでございます。

したがって、衆議院を通過したということですけど、改正については、良識があるといえますか、熟議されていないということも踏まえて、ぜひこれは、継続なり、問題であるというふうに参加院の中では議論されれば一番いいのかなと思っております。

それで、3番議員の質問にもありましたけど、食料供給困難事態対策法案、これも今の国会に出ているわけですね。それで、食料基本法、基本法は改正されました。だけど、これと一緒にしているこの法律も、まだ参議院では通過していないわけなんです。

それで、何でこの法律のことを言うのか。先ほど私も言いましたけど、今何の必要があるのかということをお願いしたい。よほど緊急性があつて戦時みたいな状態に近いのか、食料を封鎖されるような事態が——食料っていうか、食料安全保障じゃないですけど、差し迫っているとしたら国は説明をすべきですし、逆に、何でこれと併せて差し迫った緊急性の要件があるのかっていうことは、もう少し、やはり政府は明確に答えるべきだなと思います。

したがって、それが議論できないとしたら、やはりこれはちょっと問題かなと——問題という言い方はありませんが、私としては参議院でもう十分議論を尽くす必要があるというふうに思っています。

○9 番 (大原 孝芳) 今の村長の話は、そういう自治体の首長ということでの御意見として承りました。

また、いろんな首長さんのお話を聞いていても、これは、もう思想、信条とは関係なくて、つまり地方自治体っていうもの、私たちはそこで今暮らしているわけなんですけど、その大切さなどをさっき申されましたが、地方自治の本旨っていうか、住民の皆さんと、それから行政の皆さんと、団体自治が、それがうまくいっているから、そ

れが戦後は一番大事だって言われてきたんですよ。

そういったことをないがしろにしているということが一番の問題であって、私たちは、思想、信条が違って、みんなこの村をよくしようと思って議会へ住民の代表として出て、ここで議論させていただいているわけなんです。

したがって、こういった問題は、今長野県では4つの自治体しか意見書は出ていないんですが、今後の参議院の状況も見ながら、この問題は、やっぱり住民の皆さん等と一緒に掘り下げて、それで、今国会でどういう処理の仕方をするかは分かりませんが、どこが駄目かっていうことを私たちが今後しっかり追及していきたいと、そんな思いでございます。

それから、これは、今、村長も言われたように、国といたしましても今の政権の問題なんですよ。つまり、政権は多数を持っていますから何でもできてしまうんですよ。そこへもって行って数の力で全て法案を通してしまうというやり方が今は問われているんです。

自民党は今政治資金の問題で揺れていますが、本当の民主主義っていうのは、数の力、数があるとすれば、もっときちんと熟議してやっていくことが国民の皆さんに対する政治の仕方だと思うんですよ。

今の政権っていうのは——国っていうんじゃなくて政権ですよ。政権は、今は支持されない岸田政権がこういった駆け込みでどンドン物を決めていってしまう、こういうやり方を私たちは議論しなきゃいけないし、また次の国会議員を選ぶときにも、しっかりこういったことは考慮されなきゃいけないと思います。

では次の質問に入りたいと思います。

これもまた新聞報道なんですけど、民間組織の人口戦略会議が発表しました消滅する可能性がある自治体ということで、皆さんも目を通されたと思います。

それで、この問題は、10年前にもこういった、これは人口戦略会議ではなくて、違う、前は国立社会保障・人口問題研究所——社人研っていうんですかね、そこが前はやったと思うんですが、発表した人は増田さんっていうて、前の岩手県知事で、今は郵政の社長をやられている方なんですけど、今回も同じですね。

そして、私の感想としては——前回、私もここでそれが出たときに一般質問させていただきました。消滅するってどういうことかっていうことがすごくショッキングな言葉でした。つまり、なくなってしまうっていうことなんですよ、自治体が。ですので、それなりに、10年前そう言われた地域は、人口が減り自治体がなくなってしまうと。

昔の、あれは何ていうんですかね、合併問題があったときに、中川村は立ち行かなくなって、合併しないとやっていけないっていった状況に近いものがあったような気がします。

そうした中で今回こういったものが発表されました。新聞やなんかには各首長さんたちのコメントも入っています。

そういう中で、県内では58町村のうち24町村が消滅する自治体として名前が出て

しまいました。

それで、今回の、何ですかね、この自治体の根拠というのは、二十歳から39歳の女性人口が占める割合をもって消滅するかしないか。ですから、子どもさんを産む人口がどのくらいいらっしゃるかっていうところが起点になっていると思います。

そうした中で、長野県でも大きな、例えば大町市とか飯山市みたいなのも入っちゃいまして、非常にその首長さんたちも、こんなことは、何ていうんですかね、国のやることだっていうような意見も出ていました。

たまたま中川村はそこには該当していませんでしたが、しかしながら、私が住民の皆さんとちょっとお話をしているときに、この記事はその方は知っていて——この記事ってやっぱり話題になるんですよ、消滅する都市ってどういうふうにすればいいのかっていうことが。それから、うちの村はならんでよかったなっていう意見もあります。

でも、ふと、そんなことで、そこに名前が挙がったか挙がらなかったかということでのこの村の幸福度は上がらないわけですよ。こういったものが出るということは一つの契機にはなると思います。

私もここに書きましたが、何ですか、人口減少は、地方自治体、特に市町村の問題で、自治体だけが対策の当事者であるかのような過度に強調されたっていうようなことも書きましたけど、国が本来はやらなきゃいけないことを、地方にこういった刺激を与えて、それから地方に競争——競争っていうか、人口問題を考えて移住者を増やせとか、そんなようなことを言っているんじゃないかっていうふうに思われますよね。

したがって、中川村も今までいろんな施策をしてきました、空き家問題、それから関係人口の問題。しかしながら、なかなか人口減少は止まらないですね。

しかし、こういった記事を契機に、やっぱり何か考える一つのステップにはなると思います。

したがって、ちょっと今回は、村長にこの記事の感想も聞きながら、今後、今まで以上にどういう対策ができるかっていうところをちょっとまた一緒になって考えていかなきゃいけないと思うんですが、まず村長の感想をお聞きしたいと思います。

○村 長 感想を申し上げますと、やっぱりどきっとしますよね。それで、この新聞を見て、中川村は入っていないでああよかったなということでもあります。

それと、目の行ったのが、失礼ながら隣の飯島町であります。飯島町は、前回、消滅可能性のある都市ということで出ていましたので、飯島町もその後いろんな独創的な対策、つまり人を呼び込んだりするための対策を取っていることが功を奏したのかなというような感想を持ちました。

感想については以上でございます。

○9 番 (大原 孝芳) 村長もどきっとされたっていうようなことで、私も見たときには、やっぱり消滅するっていう言葉が、ちょっとあれですよ、ショックですよ。

ですので、こういったものが全く意味ないとは言いませんが、非常に、先ほど申しましたが、多くの首長さんたちは、こういったものが出ることによって何か責任転嫁

しているんじゃないかと、だから国にもっと頑張れ、しっかりやってくれていうようなことが多かったと思います。

しかしながら、人口減少は避けられないんですが、つまり、減っていくことはやむないにしても、いかに、例えば今生きている人たちがここでどうやって、何ていうんですかね、減ることを恐れるんじゃないかと、減るということよりも、どうやって村内、中川村を活性化していくかっていうところに目を向けていったほうがより多く幸せになれるんじゃないかっていうような論議もございます。

ですから、ぜひ、何かあれですかね、ちょっと質問には書いてないんですが、これを契機に何か、もっと質問通告に長く書けばよかったんですが、何か村長としてショッキングだったという以上に、ちょっとまた視点を変えて、何かこんなことをやってみたいとか、そういうような、客観的でも結構なんですけど、そういう思いがありましたらお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議 長 通告外ですが答えられますか。

○9 番 (大原 孝芳) 大丈夫ですかね。

○村 長 こんなことをっていう話の前に、やはり、これは政策として、議員の皆さんとの議論の中でこうしたらどうかということと、私どもも提案をさせてもらって、今まで認めていただき、それでいろんな施策を打っているというのが現状でありますから、今の中では、これをやればとか、こうしたらというようなことは特になんか。

でも、先ほど飯島町をちょっと引き合いに出させていただいてしまって申し訳なかったんですけど、それなりに——それなりにというか、独自のものを打ち出されて、それがやはり、何ていうのかな、飯島町というのが全国の中で知れ渡っていく状況とすれば今はいわゆるインターネットを通じてということになるんでしょうけれども、そういう形で飯島町が知られていったんではないかなというふうに思います。

それに、飯島町が面白いことをやっているなと私が個人的に思っているのは、これも結構大変なんですよけれども、稲というか、そうですね、稲を作るというか、米俵をいわゆる地方の独自の商品にしようということで頑張っているなというふうに思っていますし、米俵マラソンとか、いろいろな面白いアイデアでやっています。

それから、日本相撲協会に発注をいただいて——土俵になるととても長い稲わらだそうです。それでないと、短いやつだと切れてしまうんでというお話でした。それで、これを納めていると。ただし、聞いたところによるとあれはもうからないんですけど、これはインパクトがあるだろうなと思ったのと、もう一つは、飾り物、正月飾りとかいろいろありますよね、そういったものとか、猫のすむおうちとか、いろんなものを作って結構出していますし、こういうところで飯の島飯島町っていうのを売り出しているっていうのはすごいかなというふうに感想を持っています。

それと、もう一つ、今回の中では、一応前回との比較に加えてもう少しやったようでありまして、ちょっと非常に難しいんですけども、今回は日本の地域別将来推計人口における 20～39 歳の女性人口の将来動向に着目し、若年女性人口が 2020 年～2050 年の 30 年間で 50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体とし、特定の地域に

おいて他地域との人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変動すると仮定した推計結果、これを封鎖人口というそうでありましてけれども、これを活用して分析して、前回よりも女性が、先ほど議員が言われたように、今生まれて今ここの自治体にいる 20～30 代の人口がこのまま行ったらどうなるんだろうか、子どもさんを産んでというお話だと思います。

この中で言っていることは、人口減少が若干改善する傾向を今回の調査で示したけれども、少子化になる基調は全く変わっていないということを言っているわけですね。

それと、最初の 2014 年に発表したことで危機感を持った自治体が、その後、消滅可能性自治体から、例えばこれが自立持続可能性自治体になった自治体、それから東京 23 区みたいなどころとか大阪ですか、とにかく流入人口だけで維持しているようなブラックホール型自治体というふうな自治体になったところが幾つかあるという事例を示しておりました。

ブラックホール型自治体になったのが豊島区だそうです、東京都の特別区の豊島区。

それで、あと、ほかに自立持続可能性自治体になった 3 自治体を説明しておりました。

これを見ると、相当な危機感を持って独自に、いろんな意味で、何ていいますか、このまま行くと大変なことになるということで、その部署に特別チームをつくって、とにかく生まれてきた子どもに対してはもう徹底的に支援をする、あるいはお金やかゆいところに手が届くようなこともやっていこう、それから、その自治体以外から移住をされた皆さんには定住していただくようにとても有利な条件で例えば補助金を出すと、そういうことをやってきたことと、併せて、立脚する自治体のあれにもよるんでしょうけど、一つには働く場所も必要だということで企業誘致も積極的に行った結果であるということ、自治体の首長が 3 人ですか、述べている例がありましたので、こういうのは少し読み込みながら、私どもとしたらどういうことができるんだろうか、どういうのがいいんだろうかっていうことはやっぱり考える必要があるなと、こんなふうに感想を持ちました。

○9 番 (大原 孝芳) 今、村長も隣の町村の事例も交えながらいろいろ考えをおっしゃっていただきました。

10 年前は、確かに、何ていうんですかね、消滅するっていう考え方で、驚いて少し頑張った、私たちの村も多分そうだと思うんです。それから地方創生も出てきて、その中でどうやったら田舎から都会への流出を防げるだろうか、また人口を呼び戻せるんじゃないかっていうようなことをやって、今 10 年前を振り返ってみますと、なかなか達成できていないんですが、しかしながら、当村においては、やっぱりちょっと、何ていうか、働き盛りの方がどんどん入ってくるということではないんですが、この村に興味を持っていただいて、そして中川の村民と一緒に暮らしたいっていう方はもう着実に増えています。

だから、今は働き場所もなかなか中川村にはないんですが、しかしながら、この村

でそんなにお金を稼げなくても楽しく暮らしたいっていうような方も少なからず増えていますので、こういったところも、また行政側と一緒に中川村に来る方たちは何を求めてくるかっていうところをきちんと精査していけば、人口は確かに減るでしょうけど、でも幸せに暮らせる自治体になっていくというようなこともちょっと感じますので、ぜひまた今後一緒になって考えていきたいと思います。

では次の質問に参ります。

教育委員会のほうにちょっとお願いしたいんですが、ちょっと私は教育長に直接お話をしなかったもんですからあれなんですけど、新聞の、これは4月26日に「信州オープンドスクール創造会議」発足」っていう大きな——あまり大きくないかな、記事が出まして、そこに中川村って出たもんですからちょっと興味を持ったんです。

それで、あ、教育長はこういうことを考えているんだなというような思いで、それで温めていて、じゃあこれは6月議会で聞いてみようというようにいきさつです。

それで、私も新聞の記事だけですので、事前に教育長からいろんなお話、予備知識をいただければよかったですけど、新聞記事だけですので、新聞にこういうふうにして報道された経緯とか、もしそうであるならば、考え方、理由なんかをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、まずそこからお願いしたいと思います。

○教育長

今御質問いただいた点ですけれども、少しこの会議の説明をさせていただきますと、県教育委員会では、昨年度まで、様々な事情で義務教育を修了できなかった人々が通う夜間中学校や不登校の状態にある児童生徒等が特別な教育課程で学ぶことのできる学びの多様化学校、かつては不登校特例校と呼ばれていたものですが、そういうものの設置に向けて検討してきた経過がございます。

ただ、いずれもまだ県内では設置が進んでおりませんので、両校の併設も含めて新しい学びの場をつくることを目指して県教育委員会が主催して開催されたのが御指摘のあった信州オープンドスクール創造会議というものであるというふうに承知をしております。

結論から申し上げますと、実は中川村教育委員会ではそうした学校の設置検討は行っていないというのが真相でございます。

こうなった経過についてちょっと御説明をさせていただきましますと、中川村教育委員会としても、こうした県の取組、こうした会議については、新しい制度、学校の在り方でもあるので大変興味を持っておりまして、会議への参加を希望したというのは、事実、ございました。

ただ、それが、第1回の開催日の数日前に突然その資料が送付されてきてまして、そこに設置を検討している市町村リストっていうのがありまして、なぜか中川村教育委員会の名前がそこに掲載をされておりました。ちょっと戸惑いもありまして、当日、担当者のほうに確認をするとともに、申し込んだ趣旨を御説明させていただきましたが、担当者が替わっていたっていうことと、もう既に1回目の開催が迫っていたということで、県のほうではそのままの資料を使って開催されたと、しかも、私自身はこの日はほかの用事がありまして欠席したんですが、出席ということで記事が出されて

おりまして、翌日の新聞を見まして報道にびっくりしたというのが正直なところでありまます。

それで、担当課に再び御連絡をさせていただいて、今回の県教育委員会からの問合せはコミュニケーションが全く取れていない状況の中での対応でしたので、私どもとしては大変遺憾であるということで意をお伝えさせていただいて、リストからの削除をしていただいております。座長さんから申し訳なかったというお詫びをいただいで、これまでこうしたことについてお伝えする機会がなかったもので、今回はいい機会ということで御説明をさせていただきます。

ただ、今お話がありましたように、中川村としては、今まさに中川村新たな学校づくりプロジェクトということで、そうした多様な子どもたちの実態も踏まえて、今後の学校の在り方、そういったものを検討しております。ですので、当然、創造会議で対象になっているようなお子さん方の学び、あるいは居場所としての学校ということも念頭に置いておりますので、これからは村民の皆様には、そうした検討の内容、あるいは御意見を伺いながら、視点を大事にして進めていく思いでおります。

○9 番 (大原 孝芳) 今、教育長のほうから今回のオープンドスクールには参画しないということでお聞きしました。

私もこの記事を読んだときに、どういうことかっていうと、例えば夜間中学っていうのは何とか分かります。それから不登校の子どもたちを対象とした学びの多様化学校については、まさに今、中川村についても、あ、なかなかタイムリーな取組かなと思って、ちょっと非常に、すごいいいことだなと思って読んだことも事実でございます。

それから、私の今回の質問の趣旨は、今、教育長が言われるように、今始まっていますよね、新しい学校づくりのが。だから、例えば、もし教育委員会の中に何か試案——試案っていうか、そういうものがあるならば、今回これはやめたとしても、試案があるとするならば、やっぱり——住民の方から聞いて、それをすごく練って、それでまた新しい学校づくりに取り入れていくというような会議だと思うんですが、もし試案があれば事前にどんどん報告すべきじゃないかなっていうことも含めて言いたかったんです。

ですので、この前の長野県立大学の教授を呼んだときの例えば探求の学習とか、ありましたよね、それはどこでも言われていることなんですけど。

だから、ちょっと私の今の一般質問からはそれちゃうんですが、私が言いたいのは、村民の方とか、そういう人からいろんなお話を聞いてこれから練り上げていくんでしょけど、例えば住民から聞いたことを全て挙げてからいろいろなものを出すのか、例えば教育長なり教育委員会の中でもこういったことは新しい学校づくりに取り入れていこうとか、それから今の学校に行けない子どもたちの問題ですよ、そういった子どもたちを新しい学校の中でどういうふうに育てていくかっていうこと、もしそういうことがあるとしたら事前に——これから住民の方からいろんな聞き取りをするでしょうけど——それも出しながら、教育委員会ではこういうことを考えていく、やりたいっ

○教育長

ていうようなことも、そういうふうにしてやる進め方っていうのが——これからが半括弧2のほうなんです、そういう議論の仕方もあっていいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか、今後の進め方なんかについては。

ありがとうございます。

このプロジェクトについては、御承知のように令和3年度・4年度に在り方検討をしまして、一定の方針を示した上で、昨年度一年間をかけて各地区を回らせていただいて、地区懇談会の折に方針を説明させていただいて、語り合いということでやり取りさせていただいた。

それと、それとは別に全村、それと村外の方も入っていただきましたけれども、広く語り合いの場を設けて、最終は2月にシンポジウムをやって、教育委員会としてそれまで村民の皆さんと語り合いをした一つの形としてコンセプト、構想をお示ししたと、そういう経過をたどっております。

ですので、今まで皆さんの御意見を聞いて一つの構想につなげていくということは今の時点でありましても、また明日、全員協議会でも御説明させていただきますけれども、本年度からは学校づくり委員会ということでさらに基本計画に向けて検討を進めてまいりますけれども、ここでは少し、やはり具体的な形もお示ししながら、たたき台としてはやり取りをその上でさせていただくような形になろうかと思っておりますので、教育委員会としては、これからの検討は少し具体的なやり取りをさせていただくような経過になると思っております。

それで、基本計画に基づいて、その後、準備を進めていくということでありましても、付け加えて言わせていただくと、先ほどの不登校のお子さんであるとか、非常に今は児童生徒の皆さんも多様化が進んでいるという状況でございます。そうしたところでは、じゃあプロジェクトの先にそれが実現する学校でいいのかっていいますと、そうではない、今まさにそういう状況にいるお子さん方もいます。

例えば、小学校から中学に行き、思春期になる段階で少し不適應のお子さんが多くなり、不登校っていう状況も顕著になってくるっていうような状況がございますので、例えば今年は中学の校内の中間教室に村費で心の相談員ということで配置させていただいて、まずはそういうお子さん方に丁寧に対応できるような体制を取るとか、あるいはその先の村の中間教室、あるいは昨年度から始めている学校以外の子どもの居場所ネットワーク、そういったネットワークづくりも今は進める途上でありましますので、そうした点の今進めていることをさらにプロジェクトの中で新たな学校にもつないでいくっていうような取組にしていきたいと思っておりますので、そういった点もまたこれからの検討の中でできるだけ形にしていきたいというふうに思っております。

○9 番

(大原 孝芳) これから全協で説明があるんですが、ぜひわくわくしながら進めていただいて、全てが新しい学校の中で解決するとは私も思いませんが、ただ、やっぱり、あれですよ、これからの子どもたちがどう——人口が、子どもたちの数が減っても、その中で本当に中川村の子たちが伸び伸びと育って、それで社会人になってこの村を、そしてまた地域を引っ張っていってくれるような、そんな子どもを育ん

でいく、その一歩ですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

一般質問を終わります。

○議長

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時29分 散会]